

## 年少非行に関する研究（第4報）

### — 地域ケアシステムと各種事業プロジェクトの効果測定 —

石井 哲夫・権 平 俊子・神田 久 男  
山本 清 恵・吉川 政 夫  
下平 幸 男（厚生省児童家庭局企画課）  
翁川 通 輝（東京都児童相談センター）

#### I はじめに

年少非行研究（第4報）を発表するに当たり、我々研究班の研究経過を述べておきたい。既に本研究班は、年少非行の概要について研究者はじめ実践家達から詳しい情報を得て来た。この発想は、我国の児童相談所行政に関与して来た厚生省児童家庭局企画課の下平児童福祉専門官によってもたらされたものである。すなわち、年少非行の多発が報じられてから、児童相談所として、この問題に対処していかなければならないという事態において、各地域の青少年相談室を通して、属人的な業績を上げる以外に独自の努力をなし得ない事情におかれている。（第3報）従って、今回の研究は、年少非行の防止のために、実践機関がどのような認識をもち、相互提携を行おうとしているかを調べるための調査を行なったものである。つまり地域の各機関のケアシステムがどのように構成されているのか、いないとすれば、どのような意識をもっているものなのかを調べようと企てたのである。

このようなケアシステムに関心を持つようになったのは、具体的に年少非行防止に直面している地域の自治会役員や小中学校教員や父兄、児童福祉司児童委員、警察官、スポーツクラブ、子ども会などのメンバーの相互協力（提携）の実態こそ、まさに児童相談所などの行政機関の周知しておかなければならないものと考えからである。本研究に当たり、前述の下平専門官をはじめ、東京都児童相談センター翁川課長、神奈川県民生総務室戸川主幹はじめ世田谷区内の諸機関長、全国児童相談所長等各方面からの御協力を得たことに謝意を表するものである。

#### II 調査研究の目的

本調査研究では、対象を年少児（14歳未満）の非行に絞り、非行防止関係諸機関や地域住民組織などの活動内容、並びに各機関（組織）相互の連携の実態を把握することにより、非行防止に対するより効果的な地域ケアシステムのあり方を探ることを目的とする。

今回、調査の対象となった地域は、神奈川県全県、東京都世田谷区、および全国の児童相談所であるが、東京都世田谷区についての調査結果はすでに報告してあるので、ここでは神奈川県全県と全国の児童相談所から得られた調査結果を中心に検討を加えることにする。東京都世田谷区を調査対象にした研究結果の詳細については、日本総合愛育研究所紀要第19集（1983、p.133～166）「年少非行に関する研究（第3報）・地域ケアシステムの機関連携」を参照されたい。

#### III 調査研究の方法

##### 1. 調査対象機関（組織）および標本数

###### ① 神奈川県全県（144機関（組織））

児童相談所	8
家庭児童相談室	6
民生児童委員協議会	8
社会福祉協議会	8
小学校	40
中学校 P T A	25
中学校	19
中学校 P T A	11
教育相談室	7
警察署	1
青少年相談室	5
市・町・村役所	6

(市・町・村長宛)

② 全国の児童相談所 88機関

以上の機関(組織)に、東京都世田谷区内の55機関(組織)を加えた278機関(組織)が、今回分析の対象となった非行防止関係諸機関(組織)の総数であり、その結果も参考として併記した。

2. 標本の抽出方法

当該地域で年少児の非行防止活動を実施している主要機関(組織)の内、可能な限りすべてを調査対象として選んだが、例外として、小学校、小学校PTA、中学校、中学校PTA(全て公立のみ)については、対象数が多いため概ね全体の20%を目安に地域性のバランスも配慮しながら、ランダムにサンプルを抽出した。

3. 調査方法

各機関(組織)に調査票を郵送し、結果を回収。

4. 調査項目

本調査における質問項目は、つぎの3つの柱から構成されている。

(I) 各機関(組織)における年少非行に対する防止活動の実態。

(II) 年少非行防止活動に関する機関(組織)相互の連携協力の実態と連携協力に対する意識。

(III) 年少非行の原因とその改善策に対する意見。

(実際の調査票は付表を参照)

5. 回収結果

神奈川県

調査対象サンプル 709  
有効回収数 144  
回収率(%) 20.3

① 児童相談所

調査対象サンプル 9  
有効回収数 8  
回収率(%) 88.9

② 家庭児童相談室

調査対象サンプル 24  
有効回収数 6  
回収率(%) 25.0

③ 民生児童委員協議会

調査対象サンプル 46  
有効回収数 8  
回収率(%) 17.4

④ 社会福祉協議会

調査対象サンプル 61  
有効回収数 8  
回収率(%) 13.1

⑤ 小学校

調査対象サンプル 156  
有効回収数 40  
回収率(%) 25.6

⑥ 小学校PTA

調査対象サンプル 156  
有効回収数 25  
回収率(%) 16.0

⑦ 中学校

調査対象サンプル 70  
有効回収数 19  
回収率(%) 27.1

⑧ 中学校PTA

調査対象サンプル 70  
回収数 11  
回収率(%) 15.7

⑨ 教育相談室

調査対象サンプル 14  
有効回収数 7  
回収率(%) 50.0

⑩ 警察署

調査対象サンプル 47  
有効回収数 1  
回収率(%) 2.1

⑪ 青少年相談室

調査対象サンプル 19  
有効回収数 5  
回収率(%) 26.3

⑫ 市・町・村役所

調査対象サンプル 37  
有効回収数 6  
回収率(%) 16.2

全国の児童相談所

調査対象サンプル 163  
有効回収率 88  
回収率(%) 54.0

全体

調査対象サンプル 1063  
有効回収数 278  
回収率(%) 26.2

※神奈川県児童相談所と東京都世田谷区の児童相談所については、「全国の児童相談所」のサンプルに含めてあるので、「全体」のサンプル数からは除いた。

## IV 結果と考察

調査結果の分析は、神奈川県内の年少児の非行防止に関係する各機関と全国の児童相談所のそれぞれについて整理すると同時に、神奈川県全県と今回の調査で得られたすべての回答についても併せて整理し検討を加えることにした。各質問項目ごとの結果の詳細は、IV章の最後に図表にして一括して掲載してあるので、ここではその調査結果に基づいて、非行防止活動の実態とそのあり方を中心に考察することにする。

尚、図表の見方であるが、つぎの4点について特に留意されたい。

① 図表の説明題目の右に記載されているカッコ内の数字は、調査票の質問項目の番号を意味している。

② 各機関名と併記されているカッコ内の数は、回答をよせた機関の数を示している。

③ 各欄に示されている数はパーセンテージを意味し、同一機関から複数の回答があった場合でも、回答をよせた機関の合計を母数としてすべて算出している。

④ 数が何も記載されていない欄は、それに該当する回答がまったくなかったことを意味している。

## (I) あなたの機関（組織）の年少非行の予防活動について

ここでは、各機関で現実に実施している年少非行の予防活動について、その具体的な内容や効果の有無、あるいは今後の改善点などを中心に検討しようとするものである。

## I-1 措置について申合わせによるきまりの有無

まず、非行、または非行に発展する可能性のある行動を発見した際の措置に関するきまりの有無については、全体の%までが申合わせによるきまりをもっている。ことに神奈川県の小・中学校とPTA、並びに青少年相談室は共に高い割合を示しているが、これはこれらの機関が年少児の非行だけではなく、非行に発展しそうな行為を行なった児童とも直接かかわりをもつ機会が多く、非行防止という観点からすれば、できるだけ初期のうちに適切な対応をしなければならないという必要性に迫られた結果であると考えられる。一方、全国の児童相談所（神奈川県の子童相談所も含む）では、措置について申合わせによるきまりがあるのは54.5%にすぎない。ただ、「ない」と回答した42%の子童相談所では、そのすべてが非行に対する措置があまりで体系化された対応がなされていないというわけではない。措置のきまりをもた

ない児童相談所のうち6割は、今後もきまりをもつ必要はないと答えており（表2参照）。その理由として、「固定化されたきまりをもつよりは、非行の内容や状況などそれぞれの事例にとってより適切と思われる柔軟な対応をしている」という主旨のコメントが付記されていたのも数例認められた。

つぎに、措置の具体的な内容であるが、全体としては「④主に親に連絡」「⑤本人に説諭」「③主に学校に連絡」の順で頻度が高く、これを個々の機関別に見てみると、それぞれの機関がもつ性質がそのまま反映されたごく当然の結果がでている。すなわち、小・中学校では非行行為をした生徒に対しては本人に説諭するとともに、親にも連絡するケースが多く、小・中学校のPTAはまず学校に連絡するケースが多いことがうかがわれる。家庭児童相談室では、措置のきまりをもっているところは7割近くが非行事例の多くを主に児童相談所など他機関にまわしているし、民生児童委員協議会ではほとんどの事例を親か学校に連絡する程度にとどめ、問題が深刻な場合に限って警察に連絡しているのが現状である。

## I-2 非行予防活動に対するとりくみの程度

それぞれの機関がどの程度非行予防活動にとりくんでいるかについては、全体で21.9%が重点的に実施しており、「一応実施している」と答えた65.5%と合わせると87.4%の機関が年少児の非行予防に関して何らかの対応をしていることになる。一方、現在まで予防活動を何もしてこなかったし、今後も実施する計画がない機関は1割にも満たない。また、この数字は神奈川県全県および全国の児童相談所の結果ともほぼ一致している。そこで、神奈川県の子童機関ごとにその特徴を見てみると、まず非行予防活動を重点的に実施している機関の割合が高いものとしては中学校、警察署、青少年相談室の3つをあげることができる。ただ、警察と青少年相談室についてはサンプル数が少なく、今回の調査結果だけから断定することはできないが、両機関のもつ本来の性質を考慮すれば、これらの機関では年少児の非行化防止にかなり力を注いでいることは容易に推察できよう。一方、中学校については小学校の結果と対比させながら見てみると興味深いものがある。つまり、小学校でも中学校でも、ほとんどの学校がPTAと連携しながら生徒の非行化防止にとりくんでいることはいうまでもない（小学校で90%・中学校で100%）。ところが、その中で非行予防活動を重点的に実施している学校は小学校では25%であるのに対し、中学校では42.1%にまで達しているのである。この点は、現在中学校が、多発する生徒の非行に対し迅速且つ積極的に対応していかなければならない状況にあること

を如実に反映しているものと考えられる。

今度は逆に、これまであまり非行予防活動をしてこなかった機関の割合が多いものとしては家庭児童相談室、社会福祉協議会、教育相談室などがあげられる。とは言え、これらの機関では非行予防の活動が停滞してしまっているというわけではない。むしろその理由は、それぞれの機関で接する子どもの年齢が低く、非行問題が占める割合が少なかったり、その機関の性質が中学校や警察署、青少年相談室などとはやや異なるため、非行に関連した事例については、他の非行に関してより専門的な機関にリファーしているということによるものである。

### I-3 非行予防に関する具体的な活動内容

#### I-4 特に重視した非行予防活動

#### I-5 特に効果のあがった非行予防活動

ここでは、3つの質問項目に関する結果をまとめて考察することにする。その理由は、3つの質問項目が個々に独立しているわけではなく、まずI-3でそれぞれの機関がこれまで実際に実施してきた具体的な非行予防の活動内容を、I-4ではその中で特に重視した活動を、またI-5ではこれらの活動の中でより効果的な結果をもたらした活動をとらえることを意図している。したがって各項目相互に関連づけながら個々の機関の活動状況を把握することにより、非行予防活動の実態をより体系的に理解することができるからである。

そこでまず最初に、I-3では各機関でこれまで実施してきた非行予防に関する具体的な内容について、自由記述によって回答を得た。その内容をまとめると、表4に示してあるように20のカテゴリーに分類することができる。つぎにこの20のカテゴリーに基づいて、それぞれの機関の活動内容、重視点、効果の内容を見てみると、全国の児童相談所では比較的多くの児童相談所で重点的に実施され、しかも効果があがっている活動としては「13)他機関との連携の強化」「6)親・子との個人相談・指導」があげられる。ことに、個人相談・指導については実施している児相の内、70%近くが効果をあげていると答えている。具体的には、継続指導、家庭訪問指導、保護者との相談、それに校外地域への巡回相談などに主に力点が置かれているようである。なかには、サラ金による家庭内のトラブルから子どもの非行へと発展した事例がけっして少なくないこともいくつか報告されており、そこには現代の世相がかなり反映されている。一方、半数近くの児童相談所で実施していた割にはあまり効果のあがらなかった活動の代表としては「8)住民に対する啓蒙・広報」がある。いくつかの児童相談所ではかなり熱心に非行に関連した講演会や公開講座を開設している

にもかかわらず、地域住民の関心は今ひとつで、効果があったとはあまり感じられなかったようである。

神奈川県を以て見ると、学校関係では、小学校が非行に対する教職員の共通理解に基づいて、生活指導や学級指導を充実させ、道徳教育を通じてきまりの遵守を徹底させることなどによって、子どもの非行を未然に防止しようとする考え方をもっていることがわかる。と同時に、学校側はPTAに対し、非行予防に関する啓蒙や広報を働きかけ、校外パトロールや一声運動のように、教職員とPTAが互いに協力して予防活動を実践しようとする動きがあることも見逃すことはできないが、期待したほど効果があがっていないのが現状である。このように、小学校ではさまざまな側面から生徒の非行化を予防する試みを実施していることが理解できるが、ある程度効果があつたと判断できる活動としては、「1)児童に対する生活指導の徹底・充実」と「7)教職員の共通理解・非行の研究」の2つであると言えよう。また、中学校も全体的な傾向としては、小学校とほぼ類似している。ただ、小学校とははっきり異なる点は「6)親・子との個人相談・指導」で、これを中学校で実施している割合は小学校より3.8倍も多く、しかも55%の学校で効果があると判断している。このことから、中学生の非行が小学生よりも深刻化、重篤化していることが推測できるとともに、生徒本人に対して、あるいは親に対する教職員の親身な指導や相談が非行予防にかなりな効果を発揮しうることを示唆しているとも言える。

つぎに小・中学校のPTAであるが、小学校PTAで76%、中学校PTA 63.6%が校外パトロールや一声運動を実施しており、両組織の非行予防に対する意気込みの強さが感じられる。ただ、効果ということになると、これらの活動を実施しているPTA組織の割合が高い割には、「効果がある」と答えたパーセンテージは、小学校で37%、中学校で29%と低い数字にとどまっている。また、中学校PTAでは、校外パトロールや一声運動について、住民に対する啓蒙・広報活動が活発に行なわれているが(36.4%)、こちらの方は実施しているPTAの内、ちょうど半数が効果があつたことを認めている。もう一つ、今度は小・中学校及びPTA全体に共通して認められる傾向として、「13)他機関との連携の強化」が総じて高い割合を占めている点があげられよう。即ち、小・中学校やPTAは警察署や児童相談所、あるいは教育相談室などとも共に手を組んで、少年の非行化防止に取組もうとする姿勢をもっているということである。ところが、やはりここでも効果があったのは小学校の23%が最高であり、他機関との連携が思ったほどは効果

をあげていない実態が浮き彫りにされている。

神奈川県内の他の機関については、それぞれの機関がもつ機能や特徴がそのまま反映されたものになっていて、一貫した傾向は認められない。2～3例をあげると、家庭児童相談室では「6）親・子との個人相談・指導」や、母と子の会や相談機能の充実など「17）非行予防に関する事業の充実・援助」の面では効果をあげている反面、他機関との連携はかなり実施されてはいるもののそれほどの効果は生んでいない。民生児童委員協議会では37.5%の機関で住民に対する啓蒙・広報活動を実施している、そのすべての機関から効果があったことが報告されている。同様に、75%の機関で「13）他機関との連携の強化」が計られたが、「効果あり」と回答したのはたった1機関にすぎなかった。社会福祉協議会は非行防止活動への地域住民の積極的参加を中心に、さまざまな活動を実施しており、ある程度良い結果も得ていることがわかる。青少年相談室は警察や学校とも親密な関係にあるためか予防活動は活発且つ実践的で、個人相談や校外パトロールを重点的に、住民に対する啓蒙・広報活動からゲームセンターの閉鎖や成人雑誌の自動販賣機の撤去といった環境の整備、それに非行の実態調査による現状把握と、その活動範囲は広い。警察では主に個人相談、住民に対する啓蒙・広報、校外パトロールが中心に実施されていることがわかるが、その具体的な内容については不明で

ある（警察署の回答数が1なのは、県警全体の基本方針を示すものとして、1つの調査票にまとめて回答がよせられたためである）。

一方、市・町・村という行政の立場では、非行予防についてどのような方策がとられているかについて見てみると、回答数が少ないため明言はできないが、回答をよせた半数の市・町・村で「8）住民に対する啓蒙・広報」活動を実施していることがわかる。ただ、その中でこの活動に効果があったと答えたのは1市・町・村にすぎず、地域住民に対して非行化防止という考え方をいかに浸透させ、定着させるかについての対策は、今後の問題として残されている。

このように、各機関が実践しているさまざまな非行予防活動の有効性を検討し、その実態を把握することは、今後さらに有意義な活動を推進していく際の基の大切な指針となりうる。そこで、これまでの結果をまとめて、もう一度全体として概観してみると、まず、一般に実施されている頻数の高い非行予防活動のベスト5は、「13）他機関との連携の強化」「8）住民に対する啓蒙・広報」「6）親・子との個人相談・指導」「10）住民による校外パトロール」「7）職員の共通理解・非行の研究」の順であった。ところが、図1を見るとわかるように、活動の頻数が高いからといってそれらが全て有意義な効果をあげているとは限らない。たとえば、「13）他機関との連携

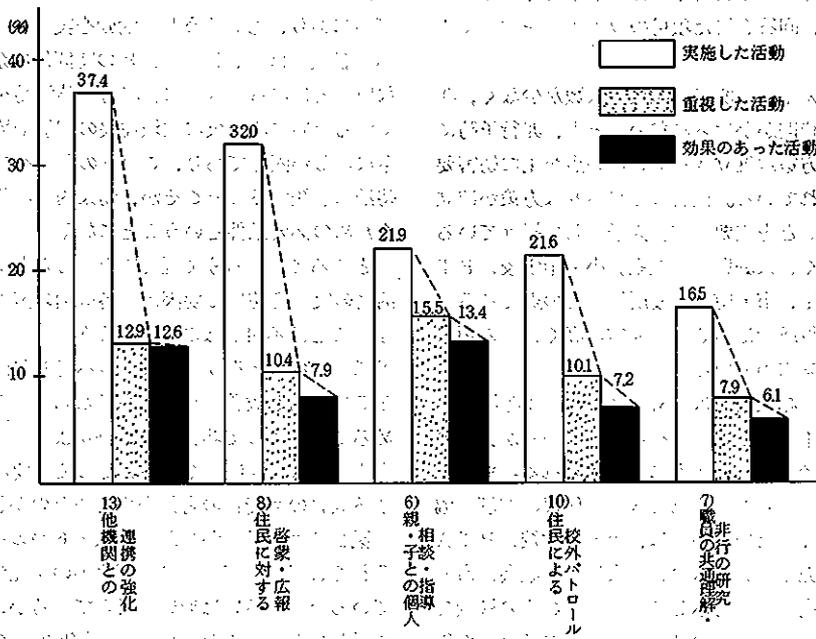


図1 実施した活動と重視した活動と効果のあがった活動との関係

の強化」では全体の内、37.4%もの機関が実行している。にもかかわらず、その中で効果があったとした機関は33.7%にしかすぎない。しかし、全国の児童相談所や神奈川県社会福祉協議会、青少年相談室では比較的高い効果性を示している。その理由としては、これらの機関でもともと他機関との相互協力関係はある程度確立されていたのであって、非行問題でもそうした関係を基盤にして連携強化をはかることができたために、良い結果を得ることができたものと考えられる。一方「8）住民に対する啓蒙・広報」活動（32%）の効果性は、実施した機関の中では24.6%と非常に低い。最近、非行問題に対する地域住民の理解の必要性が叫ばれてはいるが、真の意味で地域住民の理解を得ることがいかにむずかしいかを、この数字は物語っている。反対に、「6）親・子との個人相談・指導」（21.9%）は実施している機関の中で61.5%がその効果を認めている。非行問題に対する緻密な個別相談なり指導は、かなりの時間と職員の数とを必要とするものの、費やされた時間と職員の努力に比例して、やればやっただけの効果があがることをこの結果は示唆している。

#### I-6 非行予防活動に対する妨害要因と改善の可能性

年少児の非行予防活動を効果的に推進していくとする時、その実現を妨げている要因は何か、という問題について該当する項目から順に番号をつけてもらったが、集計の結果、順位づけそれ自体にはあまり意味が認められなかったので、回答を得た項目のウエイトをすべて1としてまとめた。

まず、全国の児童相談所では職員の人数が少なく、非行問題に十分な時間がかけられないことと、非行予防に対する具体的な方策が確立されていない点が主な妨害要因としてあげられている。後者の「具体的な方策が確立されていない」ことを主要な妨害因子として掲げている機関は他にも多く、家庭児童相談室、小・中学校、PTA、青少年相談室、市・町・村役所等はその例である。特に市・町・村役所では100%と非常に高く、この項目は全体でも1位を占めている。

神奈川県児童相談所では、87.5%が非行問題に割く時間的な余裕が十分でないことを指摘しているが、この傾向は小・中学校、教育相談室にも認められる。また、これまでも度々とりあげられてきた「住民の理解・協力を得るのが困難」という問題は、小・中学校、PTAを中心に、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、市・町・村役所でも高い割合を示している。これらの機関では、生徒の父母や地域住民の理解・協力がなければ効果的な非行予防の活動を実施することがむずかしいという

要素を多くもっており、それだけにこうした問題に対する意識は高いものと考えられる。

特に目立って高いというわけではないが、各機関総じて高い順位に位置し、けっして見逃すことができない問題に「8）構成員の権限に限界がある」がある。児童相談所、青少年相談室、小・中学校、PTAからは、多発する子どもの非行に対して、積極的に取組んでいこうとしても、あるいは取組んでいけばいくほどかえって相談員や教師、父母の権限には限界があることがはっきりしてしまい、どうしても十分な対応ができない、という意見が数例寄せられている。加えて、中学校と中学校PTAでは共に「7）構成員の経験・知識が不十分」がトップになっている。これは、中学校では校内暴力や性非行など非行がますます重篤化、多様化、複雑化してきており、それだけその対応に苦慮しているという現状が如実に反映されたものであろう。

一方、予想に反して妨害因子としてはあまり問題にされなかったのが「10）他機関との連携がスムーズにいかない」である（全体で14.4%）。他機関との連携が大切であることはわかっていても、そのことにエネルギーを注ぐよりも機関内でできる範囲で対処していくという姿勢があることは否めない。

以上の結果を全般的にまとめてみると、年少児の非行予防活動を実践していく際に障害となる主な要因としては、そのための具体的な方策が確立されていないことが基盤にあり、もしそうした活動を実施して行こうとしても、各機関はそれに割くだけの時間的な余裕をもっていかないことになる。さらに、非行予防活動を実のあるものにするために不可欠な地域住民の理解や協力を得ることもなかなか困難であり、これらの問題をできるだけ早い時期に解決することこそが、効果的な活動を推進していくための必要条件ということになる。

ところで、これまで見てきたような効果的な非行防止活動の実現を妨げる要因は、各機関の努力によって改善することは不可能なのであろうか。おそらく今後改善が可能な内容もあろうし、改善が不可能な内容もあろう。そこで、もし改善が可能であるならば、そうした点を改めることによって非行防止活動がより一層の効果を発揮することは想像に難くない。そこで主要な妨害要因に対する改善の可能性の有無をまとめたのが図2である。

図2では、頻数が高かった順に6つの主要な妨害要因それぞれについて、各機関が改善の可能性が有ると考えているか、あるいは無いと考えているか、その割合を図に示してある。これを見ると、「年少児の非行化予防に対する具体的な方策を確立すること」「事例研究や研修

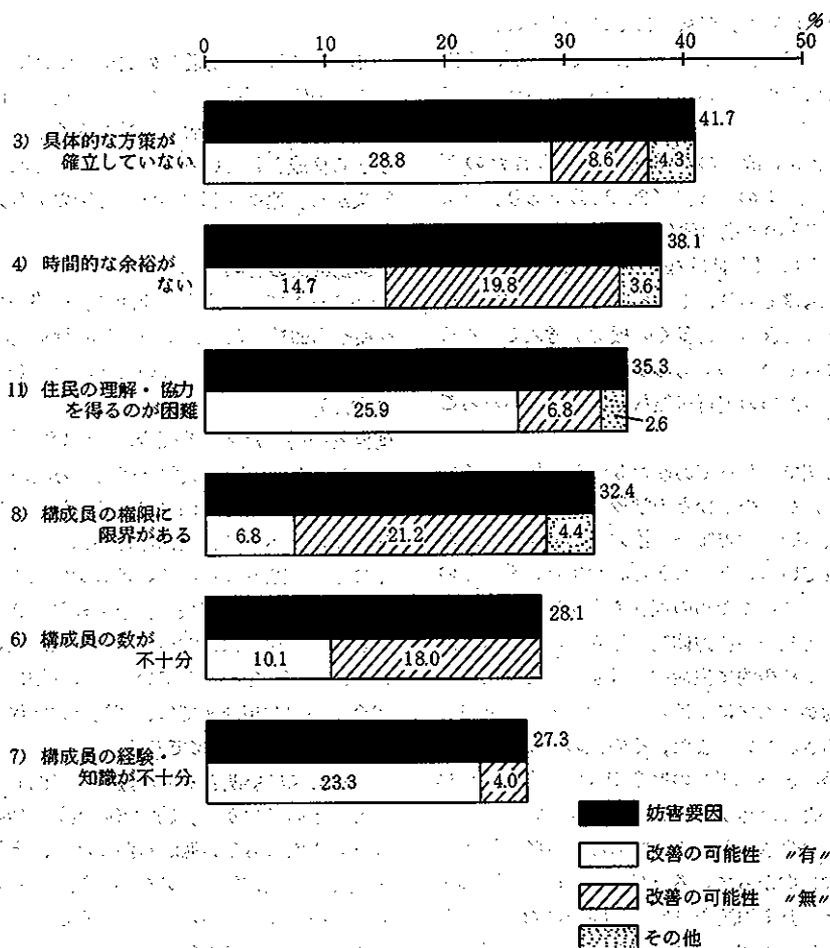


図2 妨害要因と改善の可能性の有無

等により、非行に関する知識や経験の強化・充実を計ること「地域住民の理解・協力を得ること」は実現が可能であると考えていることがわかる。逆に、「職員の権限を強化すること」と「職員の人数を増やすこと」はかなりの無理があり、これを実現するのは相当むずかしいと考えており、また「非行問題に対処するための時間的な余裕をもつこと」の可能性の有無については相半ばしていることがわかる。

I-7 非行防止活動の改善の必要性

効果的な非行防止活動を推進していくにあたって、まずどのような点を改善する必要があると考えるか、という質問に対する回答を求めたが、ここでも順位には関係なく、回答を得た項目のウエイトはすべて1として集計した。

その結果を全体的に見ると、改善の必要性があると指

摘された頻数が最も多かったのは「(11) 地域住民に対する広報活動の充実」(41.7%)であった。これは神奈川県12種の機関の内、7種の機関でトップの位置を占めている。ところが、I-5の結果に示されているように、地域住民に対する広報活動が実施されても、これまでのところではそれが十分な効果をあげてきたとはとても言いがたい(I-5の結果では、実施した機関の内、効果があったと答えたのは24.6%にすぎない)。そこで当然のごとく、「効果のあがる広報」とは何かについて考えなくてはならないのであるが、それにはある児童相談所からの具体的な提案が参考になる。その提案とは、これまでのように非行防止のパンフレット配布や講演会等だけでなく、町内会のような地域の住民組織そのものに直接働きかけ、その組織の非行化防止活動の促進を援助しようというものである。即ち、広報活動の主体はあくま

でも住民組織の側に置き、各機関はその活動がこれまで以上に効果的に実践されるよう、さまざまな側面から指導、協力する方に重点を置いたらどうか、という提案である。

つづいて、二番目に改善の必要性が求められたのが「1）具体的な方策の確立」（39.2%）であり、三番目が「9）他機関との連携の強化」（30.9%）という順になっている。ことに、「具体的な方策の確立」はあらゆる非行防止活動の基盤であり、I-6でも「具体的な方策を確立することはできる」と多くの機関が考えていることが明らかになっているのであるから、できるだけ早い時期に非行防止のための実行可能な対策が講じられることが望まれる。

ほとんどの機関でこれまであげた3つの項目が、その上位を占めていたが、小学校と中学校ではこの3項目に加え、「8）構成員間の意志統一、協力体制の確立」がかなり重要視されていることがわかる。やはり、教職員の間で活動を実践していくための理念や方法について共通理解をもち、意志統一や協力体制が確立されていなければ、自信をもって積極的に生徒を指導することはできないし、その活動がどんなにすばらしい内容でも、実り多い結果はもたらされない。また、その他の特徴としては、全国の児童相談所と神奈川県の子童相談所が共に「5）構成員の増員」が改善の必要性のトップにきているという点である。行財政改革をあげるまでもなく、各自治体も人員削減の方向に向かっているとはいえ、時間と職員に余裕さえあれば、児童相談所では非行問題に対してある程度深くかわかり、適切な対応がとれるだけの素材を有しているのであるから、この点に関しては行政サイドからの配慮が望まれるところである。

（II）各機関の連携活動の実態について

以下の質問項目は、年少非行防止活動における機関間の連携の実態；連携活動に対する各機関の意識および態度から構成されている。ここでは、それらの調査項目の結果から、連携体制の現状と今後のあり方について検討する。

連携機関の有無（問II-1）

①問II-1では、過去1年間に、連絡や協議などの情報交換や街頭補導など、実際的な非行防止活動を行なった連携相手機関の有無について尋ねた。（結果は表7、図3参照）

②回答を寄せた278機関全体について言えば、全機関のほぼ90%が他の関係機関と連携協力関係にあることがわかった。連携協力関係のない機関はほぼ10%である。

③神奈川全体では、連携協力関係「あり」が、86.8%、「なし」は12.5%である。各機関の内訳をみると、社会福祉協議会、教育相談室、小学校PTAの連携協力関係「あり」の比率は、60~70%と比較的低い。他の機関は、ほぼ80~100%を示している。（詳細は資料の表7参照）

④全国の児童相談所では、連携協力関係「あり」が94.3%、「なし」が4.6%である。

連携の相手機関とその活動内容（問II-2）

II-1の結果から、約90%の機関が他の関係機関と連携協力関係にある実態がわかったが、それでは、それらの機関は、具体的にどの機関や組織とどのような連携協力活動を行なっているのだろうか。

1）連携の相手機関（問II-2-1）

①連携協力関係をもつ247機関全体が連携相手としてあげた総数は1009機関で、これを1機関あたりの平均連

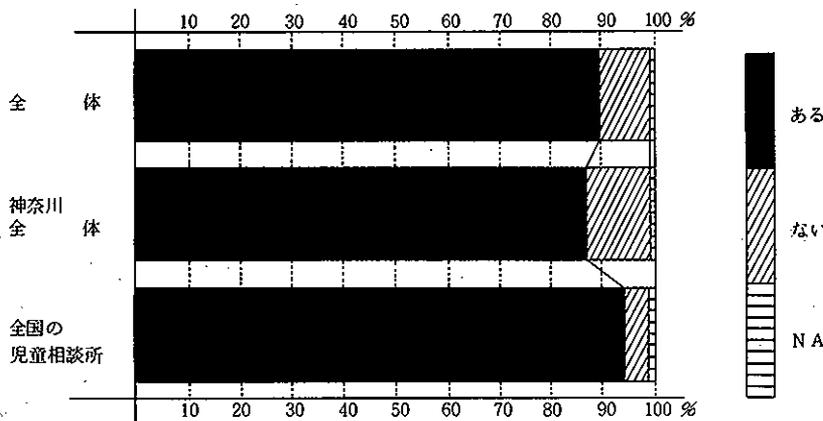


図3 連携機関の有無

携相手機関数になおすと4.1機関になる。さらに、各機関ごとに多い順に並べると次のようである。市町村役所（平均6.8機関）、教育相談室（6.0）、青少年相談室（5.8）、児童相談所（5.5）、警察署（4.0）、民生児童委員協議会（3.9）、小学校（3.1）、中学校（3.1）、社会福祉協議会（2.8）、小学校PTA（2.8）、家庭児童相談室（2.7）、中学校PTA（2.4）。

②神奈川県全体では、1機関あたりの平均携相手機関数は3.4機関である。それを機関別にみると、市町村役所（7.4）、警察署（7.0）、青少年相談室（5.5）、教育相談室（5.0）、児童相談所（3.9）、民生児童委員協議会（3.9）、小学校（3.1）、社会福祉協議会（2.8）、小学校PTA（2.8）、中学校（2.7）、家庭児童相談室（2.7）、中学校PTA（2.4）となり、先の全体の結果と大きな差はない。

③次に、連携の相手機関としてあげられた機関の内訳をみると表8のようである。

247機関全体では、具体的な連携機関名として警察署がもっとも多く、全体の60.3%の機関が警察署を連携相手としている。以下、中学校（57.9%）、小学校（43.7%）、PTA校外補導委員会（30.0%）、教育委員会（24.3%）、家庭裁判所（23.9%）、家庭児童相談室（22.3%）、少年センター（20.2%）、地域自治会（15.8%）、教護院（15.0%）、児童相談所（14.2%）と続いている。（図4参照）

④神奈川県全体についてみても、上述した278機関全体の結果と同様な傾向にあるが、上位にランクされる機関名をあげると以下のようである。警察署（58.4%）、中学校（52.0%）、小学校（43.0%）、PTA校外補導委員会（34.0%）、地域自治会（22.4%）、児童相談所

（16.8%）、教育委員会（14.4%）、青少年委員会（11.2%）、保護司（10.4%）、民生児童委員協議会（8.8%）。

⑤全国の児童相談所では、連携相手機関の内訳が全体および神奈川県全体の場合とかなり違っている。もっとも多い連携相手は、家庭裁判所（児童相談所全体の67.1%）である。以下、警察署（65.9%）、中学校（63.4%）、教護院（45.1%）、教育委員会（34.1%）、民生児童委員協議会（24.0%）、市町村役所（15.9%）、青少年相談室（15.9%）、少年鑑別所（11.0%）の順である。

#### 2) 連携組織（問Ⅱ-2-2）

①連携協力を行なっている247機関全体について、各機関が参加している連携組織の平均数をみると、1機関平均1.8組織である。神奈川県全体では平均1.5組織、全国の児童相談所では平均2.5組織である。

②神奈川県内の各機関について、1機関あたりの平均参加組織数を多い順にあげると次のようになる。青少年相談室（平均3.5組織）、教育相談室（2.0）、警察（2.0）、児童相談所（1.9）、小学校（1.7）、市町村役所（1.6）、中学校（1.6）、家庭児童相談室（1.3）、社会福祉協議会（1.2）、小学校PTA（1.2）、民生児童委員協議会（1.1）、中学校PTA（0.9）。

③次に、連携組織としてあげられた組織の内訳について述べる。（表9参照）

全体では、学校警察連絡協議会がもっとも多く、全体の27.5%の機関が参加している。以下、生活指導主任連絡協議会（26.3%）、補導連絡会議（12.6%）、児童相談所と家庭児童相談室の連絡会（10.5%）、青少年問題協議会（8.9%）、地区連絡協議会（8.9%）、家庭裁判所・警察・中学校・補導センター・児童相談所の連絡協議会（7.3%）、教護院・児童相談所の連絡協議会（6.9

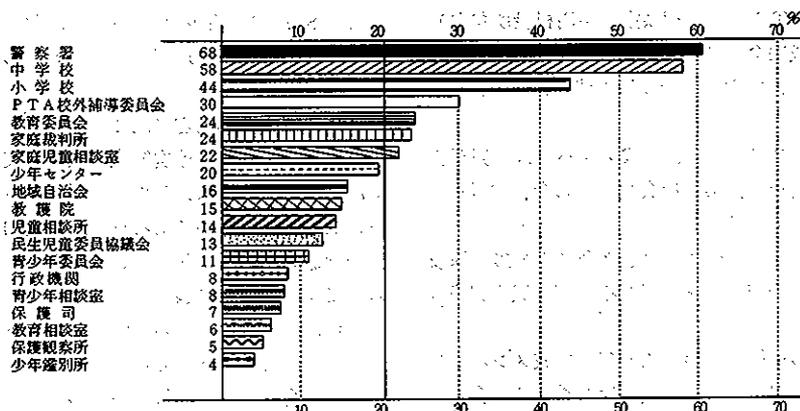


図4 連携の相手機関（全体の結果）

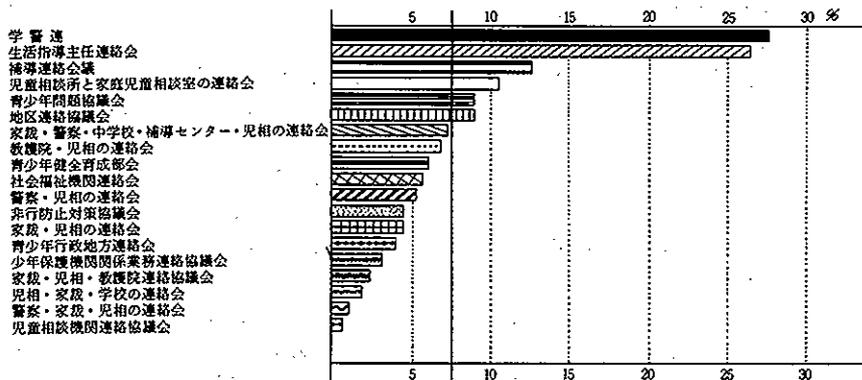


図5 連携組織(全体)

%)、青少年健全育成部会(6.1%)、社会福祉機関の連絡協議会(5.7%)などとなっている。(図5参照)

④神奈川県全体についてみると次のようである。

- ・学校警察連絡協議会(39.4%、参加機関は小学校、中学校、小学校PTA、中学校PTA、教育相談室、警察署、青少年相談室、市町村役所で、学校と警察署以外の機関も構成メンバーになっていると考えられる)
- ・補導連絡会議(20.8%、構成メンバーは、児童相談所、民生児童委員協議会、小学校、小学校PTA、中学校、中学校PTA、教育相談室、青少年相談室など)
- ・生活指導主任連絡協議会(16.8%、この名称は総称で、具体的には地区により、児童生徒指導連盟、3校連絡会ブロック生活指導主任会などとその名称が違うと同時に、構成員や活動内容にも多少の違いがみられる。構成メンバーは、小学校、中学校、児童相談所、青少年相談室、家庭児童相談室などである)
- ・地区連絡協議会(16.8%、構成メンバーは、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、小学校、小学校PTA、中学校、中学校PTA、教育相談室、市町村役所など)
- ・青少年健全育成部会(8.0%、構成メンバーは、小学校、小学校PTA、中学校、青少年相談室、市町村役所など)
- ・青少年問題協議会(6.4%、構成メンバーは、児童相談所、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、中学校、青少年相談室、市町村役所など)
- ・児童相談所と家庭児童相談室の連絡会(4.8%、構成メンバーは、児童相談所、家庭児童相談室、民生児童委員協議会など)
- ・社会福祉機関の連絡協議会(4.8%、構成メンバーは、児童相談所、家庭児童相談室、民生児童委員協議会、社会福祉協議会など)
- ・非行防止対策協議会(2.4%、構成メンバーは、児童

相談所、民生児童委員協議会、小学校など)

- ・青少年行政地方連絡会議(2.4%、構成メンバーは、家庭児童相談室、教育相談室、市町村役所など)
- ・少年保護機関関係業務連絡協議会(1.6%、構成メンバーは、児童相談所、市町村役所など)
- ・児童相談所・家庭裁判所・学校連絡会議(0.8%)
- ・警察・家庭裁判所・児童相談所連絡会議(0.8%)
- ・警察・児童相談所の連絡会(0.8%)

⑤全国の児童相談所の参加している連携組織は、その業務の性格上、全体および神奈川県全体とは異なっている。もっとも頻度が高い連携組織は、児童相談所と家庭児童相談室の連絡会(25.6%)である。次いで、生活指導主任連絡協議会(23.2%)、以下、家庭裁判所・警察・中学校・補導センター・児童相談所の連絡会(22.0%)、教護院と児童相談所の連絡協議会(20.7%)、警察・児童相談所の連絡会(15.9%)、家庭裁判所・児童相談所の連絡会(13.4%)、学校警察連絡協議会(13.4%)、社会福祉機関の連絡協議会(11.0%)、非行防止対策協議会(8.5%)、青少年行政地方連絡会議(8.5%)、少年保護機関関係業務連絡協議会(8.5%)などとなっている。

3) 連携の活動内容(問Ⅱ-2-3)

①連携の相手機関と連携組織の数量的実態は上述の如くであるが、それでは、連携協力活動は具体的にはどのようなになされているのであろうか。(表10参照)

連携協力活動を行なっている247機関全体の活動内容の中では、「情報交換および連絡会」(機関全体の85.4%)がきわだっただけ多い。この活動は、「連絡会や協議会を設け、その場で地域内の児童や生徒に関する情報をお互いに交換し合ったり、非行対策について協議する」内容の活動である。次に多い活動は、「非行児、校内暴力児、登校拒否児などの問題事例の相談」である(34.4%)。そ

して、非行の早期発見、初期指導のための「地域内の巡回指導」（24.7%）がそれらに続いて多い。以下、割合の多い順に上げると次のようである。少年やセンターの相談員や保護司等の非行問題の専門家を講師に、講演や座談会を各種の会合（たとえばPTA）で催す「講演・座談会等の啓蒙活動」（10.5%）。厚生、教育および警察関係の「専門家による非行問題研究」（9.7%）。社会福祉関係や教育関係の各種機関が実施する「業務研修会」（8.1%）。悪習追放運動、「ありがとう」、「おはようございます」などのあいさつを子どもが実践するよう指導する愛の一声運動等の「各種の非行対策実践運動」（6.1%）。健全育成を目的とした各種のスポーツ大会、映画会、祭り、手づくりの工作会などを催し、非行化の予防と子どもの人格形成を助成する「諸行事の実施」（4.0%）。地域の青少年活動の指導者を養成する「健全育成のための地域リーダーの育成」（0.8%）。（図6参照）

②神奈川県全体でも、「情報交換および連絡会」が目立って多い（80.0%）。これは、調査対象となった各種関係機関のすべてにおいて行われている基本的な連携活動である。2番目に多いのは、「地域内の巡回指導」である（35.2%）。全体においては、児童相談所の回答の比重の高さが影響して「問題事例の相談」が2番目であったが、神奈川県内の調査の回答者に占める割合が教育関係機関が多かったために、「地域内の巡回指導」のほうが多かった。これを実施している機関は、小学校（38.5%）、中学校（41.2%）、小学校PTA（44.4%）、中学校PTA（55.6%）、教育相談室（40.0%）、警察署（100%）、青少年相談室（75%）、市町村役所（20.0%）、社会福祉協議会（16.7%）、民生児童委員協議会（12.5%）である。この連携活動は、児童相談所と家庭児童相

談室を除くすべての機関において、程度の差はあるが実施されている有力な非行防止のための連携活動である。

3番目に多い活動が「問題事例の相談」である（19.2%）。具体的には、小学校（10.3%）や中学校（35.3%）が、問題事例の相談を児童相談所（57.1%、しかしこの数字のすべてが学校関係からの相談ケースではない、他機関からの相談事例も含まれていることを断わっておく、以下の場合も同様）、家庭児童相談室（33.3%）、民生児童委員協議会（50.0%）、警察署（100%）、青少年相談室（50.0%）、市町村役所（20.0%）に依頼する場合、あるいはその逆方向の協力依頼、そして学校関係以外の社会福祉関係や警察関係の各機関間の相談、措置、処遇依頼などがこの中に含まれる。「専門家による非行問題研究」（11.2%）は、警察署（100%）、家庭児童相談室（33.3%）、青少年相談室（25.0%）、教育相談室（20.0%）、社会福祉協議会（16.7%）、小学校（15.4%）、児童相談所（14.3%）、民生児童委員協議会（12.5%）の参加によって研究会が催されている。「講演・座談会等の啓蒙活動」（8.0%）は、非行防止活動の専門家による講演会などを、小学校（5.1%）、小学校PTA（22.2%）、中学校PTA（11.1%）、民生児童委員協議会（25.0%）、社会福祉協議会（16.7%）が催している。「業務研修会」（6.4%）も、青少年相談室（25.0%）、家庭児童相談室（16.7%）、社会福祉協議会（16.7%）などで熱心に行われている。「各種の非行対策実践運動」（4.8%）は、小学校（10.3%）、小学校PTA（5.6%）、中学校（5.9%）の3つの機関において実施されている。「諸行事の実施」（2.4%）は小学校のみ（7.7%）である。

③全国の児童相談所の連携活動でもっとも多い活動は、やはり「情報交換および連絡会」であり、93.9%を示し

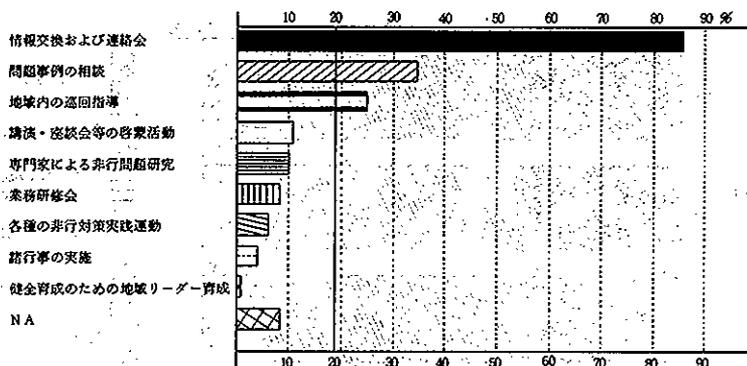


図6 連携の活動内容（全体の結果）

ている。「問題事例の相談」は、児童相談所の重要な業務であるゆえに、70.7%ときわめて高い率を示している。3番目に多い活動は「業務研修会」(14.6%)、次いで「専門家による非行問題研究」(13.4%)、「講演・座談会等の啓蒙活動」(12.2%)、「地域内の巡回指導」(9.8%)などがあげられる。

連携活動の成果(問Ⅱ-3)

①他機関との連携活動の成果を尋ねた。連携協力関係にある247機関全体で、「成果があがった」と連携活動を積極的に評価しているのは、31.6%である。「まずまずの成果があがった」と一応の評価を下した機関は、54.5%ともっとも多い。「まずまずの成果はあったが、機関としての負担は大きい」という、いわば消極的な評価が2.8%である。「成果は多くなく、これからも今まで以上の成果は期待できない」とする否定的評価が7.9%、「成果は少なく、連携協力体制を見直したい」と、連携活動の非行防止に果たす役割を全面的に否定する評価も1.2%みられた。全国の児童相談所の評価も、全体と同じ傾向を示している。(表11、図7参照)

②神奈川県全体の場合も、全体の傾向と近似している。ただ、各機関ごとについては、その評価に多少のばらつきがみられる。児童相談所(57.1%)、中学校(52.9%)、中学校PTA(50.0%)、警察署(100%)、青少年相談室(75.0%)、市町村役所(60.0%)では、それぞれの機関の半数以上が、「成果があがった」と連携活動を高く評価している。小学校PTA、中学校などの一部に否定的評価がみられるが、各機関の8割から9割は、肯定的評価を連携活動に与えている。

③全体的にみると、現在連携協力体制をとっている機関の86%は、非行防止に果たす連携の成果を認め、連携協力することに好意的である。連携活動による成果がない

という否定的評価は、全体の9%であった。成果の有無に関する具体的理由については、次の連携活動の長所と短所の項で触れたい。

連携活動の長所と改善点(問Ⅱ-4、問Ⅱ-12)

1) 連携活動で良かった点(表12、図8参照)

①他機関との連携協力活動の経験を通して良かった点の中でもっとも多かった感想は、「他機関との連携が密になり良かった」(25.5%)である。これは、連携協力活動を概括的かつ一般的なことばで表現した感想である。たしかに、連携協力活動の目的は、関係機関相互が情報交換や非行問題に対する実践的活動を共にすることにより、単独の機関のもつ非行対策能力の限界を乗り越え、各機関の持ち味を生かしながら、広域化、多様化、低年齢化する児童の問題行動に対し柔軟かつ臨機応変に対処することにある。そこでは、非行への対処の仕方が点から線へ、線から面へと変わっていく。換言すれば、情報網や非行防止網と表現されるようなネットワークシステムとしての機能が生まれる。ネットワークシステム化された連携協力活動のメリットは、個々の機関としては活動の活性化、効率化が促進されることである。関係機関相互にあっては、意識の上では連帯感が、活動においては有機化、効率化が達成されることが理想である。しかも、そこでは、各機関のもつ力量の総和以上の力量が生み出されなければ連携の意味は少ない。「連携が緊密になる」とは以上のような現象を意味する。連携関係にあるすべての機関の25%が「連携が密になった」と述べていることは、現状の連携活動においてもある程度そのような連携効果が得られているということであろう。

②ところで、「連携が緊密になった」というのは、曖昧な表現である。自由記述の感想としてそう回答されると、何となく納得できるが、しかしよくわからない。具体性

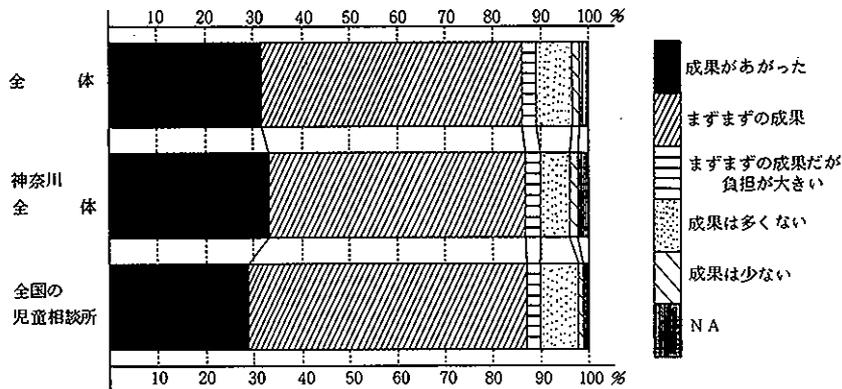


図7 連携活動の成果

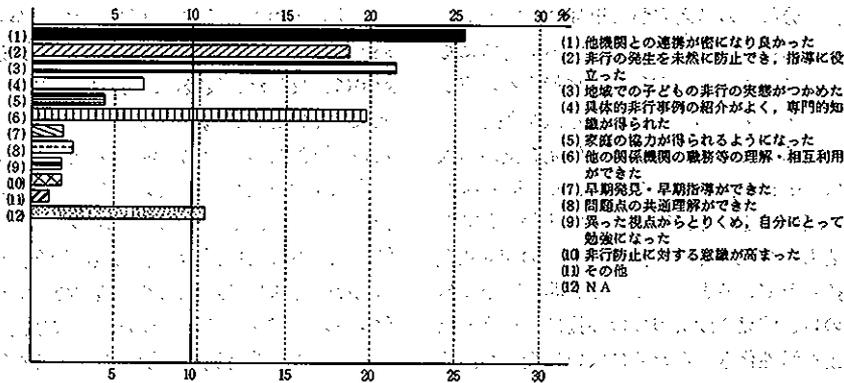


図8 連携活動でよかった点（全体の結果）

に欠けるのである。回答された「連携の緊密化」を支える構造は何なのか。図表（図8、表12）に整理された何種類もの回答項目は、それを支える連携活動の経験から得られた具体的なメリットである。様々なメリットが述べられた。それらの内容の分析を行なってグルーピングすると、以下の4つに整理できると思われる。1. 連携活動は非行問題に関する情報や知識の獲得の機会である。2. 連携活動は関係機関の相互理解の機会である。3. 連携活動は非行防止活動に対する自己啓発の機会である。4. 連携活動は非行防止の実践的活動を行ない直接的な成果を生み出す機会である。

整理された回答項目のうち、「地域での子どもの非行の実態がつかめた」（21.6%）と「具体的な非行事例の紹介がよく、専門的知識が得られた」（6.5%）は、1の「非行問題に関する情報や知識獲得の機会」に入る項目である。「他地区の情報が受けられる」、「中学校や他の学校の状況、あるいは広い地域の実状がよくわかった」、「地域の非行に関連した情報が集積され、指導・治療に益するところが大きい」などの具体的回答は、地域や学校での子どもたちの非行の実態の認識ができたことをよくあらわしている。それに類する回答の中には、単に非行の実態のみではなく、もっと広く、諸行事に参加している様子や地域での遊びの様子など、子どもたちの校外生活の多面的な実態がよくわかり、指導上の参考になったという内容もみられた。これらの回答内容は、種々の連絡会における情報交換や非行防止の巡回パトロールによってもたらされたメリットである。また、「学校での対応の仕方がよくわかり参考になった」、「警察側の資料は、実態が現実的で、予備知識として有意義で、活動のとりくみがしやすい」あるいは「相談員が経験豊富で、種々の具体的事例を知ることができ、具体策を検討できた」などの回答は、非行問題の実践的体験の裏づけのある人

のもつ専門的知識や指導実践例が現場の具体的指導の際に生かせるメリットを述べたものである。つまり、「非行問題に関する情報や知識の獲得の機会」というのは、非行防止に携わる人が子どもの非行の現状認識と非行を未然に防ぐための指導法・対応策の検討ができ、そのことが非行防止対策に生かせるという長所の指摘である。

次に、整理された回答項目の「問題点の共通理解ができた」（2.5%）と「他の関連機関の職務等の理解・相互利用ができた」（19.8%）は、「関係機関の相互理解の機会」としてまとめられる。代表的な具体的回答としては、「相互理解が深まり、一方的な期待を相手（機関）に押しつけることや、ひとつの機関だけが（非行事例を）抱えこむことがなくなった」、「それぞれの立場により考え方に違いがあることが理解でき、協力しやすくなった」、「同じ目的で活動する者同志が知り合い、互いの機関の機能について認識を深めた」、「相互に仕事の内容、力、その限界等の理解ができ、分担しやすい」などが上げられる。「関係機関の相互理解」は、連携活動を行う際に基本的に必要な条件である。その場を提供するのが各種の連絡会である。そこでは、他機関の業務や職務内容の理解が深まり、人的交流が促進される。それによって、連携活動における役割分担が明確化され、他機関の活用が行い易くなる。また、関係者の連帯意識の高揚が、協力体制を強化し、円滑な連携協力をもたらす。以上述べたように、「関係機関の相互理解」は、連携協力活動の有機化、効率化をはかるために重要な役割を果している。連携活動のもつ第3のメリットは、「非行防止活動に対する自己啓発の機会」である。「異なった視点からとりくめ、自分にとって勉強になった」と「非行防止に対する意識が高まった」は、そのメリットを指摘する項目である。PTAに属するある人は、「家庭内だけで生活していると、偏ってみる傾向になっていたが、いろいろ

な意見を学び、自分なりの考え方から視野の広い考え方になってきて、非行防止活動を自ら実行する気持ちになった」と述べている。また、「非行防止に対する熱意がある人と接しられて、非行防止に対する意識が高揚した」とする回答も寄せられている。連携協力体制を支える大きなポイントは、それに携わる個々の人間の意欲と活力である。人的資源の重要性は、年少非行に関する研究（第2報）でとりあげた「キー・パーソン」の果す役割においても指摘されているとおりである。非行防止に対する、個々人の自己啓発や動機づけの高揚は、連携組織や各機関の活動を活性化させるために大いに役立つ。その意味で、連携協力が非行防止活動全体に及ぼす波及効果は大きい。

連携活動のもつ第4のメリットは、「非行防止の実践的活動を行ない直接的な成果を生み出す機会」である。「非行の発生を未然に防止でき、指導に役立った」（18.7%）、「早期発見・早期指導ができた」（1.8%）、「家庭の協力が得られるようになった」（4.3%）は、そのメリットを指摘する項目である。この種の回答内容は、地域社会の環境浄化運動（たとえば悪書追放運動）や巡回指導による成果や関係機関の緊密な情報交換に基づいた迅速な対応によって事件の発生や拡大が未然に防止できた実績などが背景となっている。今までとりあげてきた「非行問題に関する情報や知識が得られる」、「関係機関の相互理解ができる」、「非行防止活動に対する自己啓発、動機づけが高まる」などのメリットは、非行防止の実践活動を効果あらしめるために必要な基本的条件である。しかし、それらはどちらかと言えば非行防止活動のための前提条件としての意味合いが強い。一方、第4のメリットは、連携協力の実践的活動により成果が実際に上がったという回答内容である。このメリットは、連携協力活動の究極にして最大の目的である。

以上に述べたように、連携活動で良かった点を自由記述で回答していただいた資料をもとに、連携活動の長所、効果に言及した。最後に、ある児童相談所の取り組みの成果の報告を、連携協力の長所を示す典型として紹介したい。「従来、非行児が発生すると、保護者と子どもと児童相談所だけで処遇を決め、その中心メンバー2、3名を施設処遇してしまう場合が多かったが、ある地域の例では、学校、福祉事務所、団地自治会、児童委員等と協力しながら、即施設ではなく、地域の中で彼らが健全育成化する場を確保するという方法に取り組んだ。結果的には、1年後、非行児を施設処遇せざるを得なかったが、各々の機関や保護者の間に、そのことを通じて、地域の連帯や協力関係が作られた。その意味で、取り組みは決して無駄ではなかったと思う。」

2) 連携活動で改善が望まれる点（表13、図9参照）および改善すべき問題点（表29、図10参照）

④自由記述の回答によって得られた連携活動で改善が望まれる点で最も多かったのは、「連携協力の方針の確立とその具体策の実践」（連携活動を行っている機関全体の12.2%、以下の場合の数字も同様）である。関連する意見として、「組織として一貫した計画をたて、それを実施する」（2.2%）、「連絡会を実践的な連携に結びつける」（2.5%）があげられる。それらの具体的回答を紹介すると以下のようなものである。「会合の回数が増えるだけでは意味がない、具体的な活動をして、どのような方法で連携をはかるか、方針を確立してからではないと連携しても意味がない」（中学校PTA）。「会議や協議だけでは、心情的な面は高まるが現実的な効果は薄い、人的、予算的な措置をして、具体的な活動をしなければ連携の意味は少ない」（小学校）。「協議内容が殆んどケース検討に関することが多く、非行防止全般についての合意が少なく、日常活動は1機関独自になってしまう」（児童相談所）。

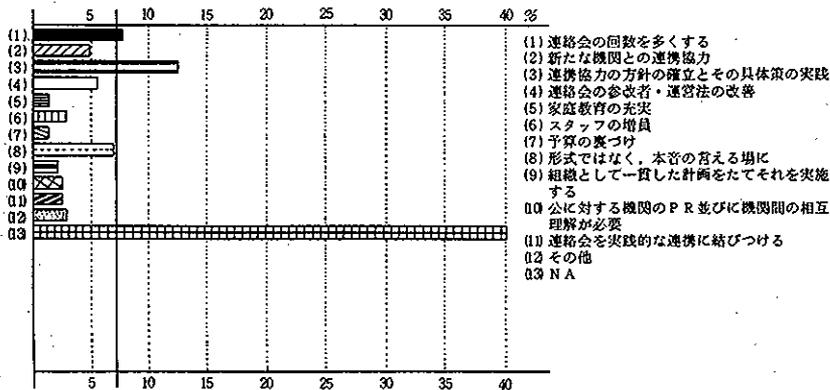


図9 連携活動で改善が望まれる点（全体の結果）

具体的な改善方針も同時に示している意見もある。たとえば、「現状では、まだ地域非行防止の施策は確立できないままでの取り組みであったが、これを通して、地域施策の原案作りの見通しをたてる段階にきたと言える」、「それぞれの機関が同じようにしていくのではなく、機関ごとの役割と特色を生かして（例えば、〇〇機関は、職業指導に重点的に効果をあげる等）対応しなければならない」、「非行対策として、個別指導機関と対策事業実施機関との有機的連携が必要である」（以上、児童相談所）などがあげられる。

他の機関と効果的な連携協力活動をしていく際に改善すべき問題点はどこにあるかを、選択肢によって尋ねたものが問Ⅱ-12である。問題点としてもっとも多くあげられた項目のうちの1つに、やはり、「非行予防に有効な具体的方針、対策が連携協力体制内で十分確立されていない」（30.7%）がある。

「連携協力体制内における方針の確立とその具体策の実践」は、連携協力活動を行う際にきわめて重視されねばならない基本的問題である。その基本的問題が未処理であるということは、連携協力が今だ十分な成熟をみていない段階にあるということかも知れない。確かに、今回の連携活動内容の調査結果によれば、主たる連携活動は、情報交換を目的とした連絡会の色彩が非常に強い。情報交換によって、各機関が独自に実施している非行の対処法や防止策を知ることができ、各機関の直面している問題や悩みについての理解が相互に深まる。それと同時に、非行防止に携わる人々の人的交流、つまり「顔つき」によって、非行が発生した時の対応がスムーズに運べるというメリットも生まれる。それらの長所は貴重なものであって、連携協力をしなければ得がたい成果である。その際に問題となることは、それらの成果が知識や知り合いとしての枠を越え、現実の非行防止のためにいかに生かされているかである。それらの成果が、絵に描かれた餅としてではなく、実際にいかにどの効力を発揮しているのかが問題であろう。改善点として、非行防止の方針の確立とその実践が高い比率で上げられていることからすると、その問題は大きい改善の余地があると思われる。それゆえ、各機関のもつ経験、対策、理念を持ち寄ることによって、現在子どもたちに浸透し、低年齢化しつつある非行に歯止めをかけるのに有効な具体策や基本方針を生み出し、それをよりどころに各機関が連携して、非行防止の協力活動をするなり、各々の現場に持ち返って生かすなりすることが望まれる。

問Ⅱ-12の回答で上げられている「機関間に意見のくいちがいがあ

らい」（8.7%）も、「連携協力体制内の方針の確立とその実践」の問題と関連する問題点である。確かに、機関ごとによって職務内容や業務内容に違いがあるので、意見のくいちがいや動きづらさが生ずることは当然考えられる。連携協力活動には、組織としての意志統一をはかって活動する面と、各機関がもっている特徴や個性を生かして活動をする面の両面が必要である。その意味で、組織内における各機関独自の立場や職務内容は相互に尊重されてしかるべきであろう。けれども、改善すべき問題点として、意見のくいちがいや動きづらさがあげられている点を考えると、個としての機関と全体としての組織の間において、意志統一と実践的活動の両面で調整がうまくいっていないところがみられるようである。今後、全体としてのまとまりある活動と個としての柔軟な活動の兼ね合いを考えることが必要であるといえよう。

②次に、連携協力体制の運営にからむ改善点について検討する。

問Ⅱ-4の自由記述回答から得られた運営の改善点として、「連絡会の参加者、運営法の改善」（5.4%）、「連絡会の回数を多くする」（7.6%）、「新たな機関との連携協力」（4.7%）、「形式ではなく、本音の言える場に」（6.8%）、「スタッフの増員」（2.9%）、「公に対する機関のPR並びに機関間の相互理解が必要」（2.5%）などがあげられている。

連絡会の参加者の問題について、学校から寄せられた具体的回答をあげると次のようである。「（生活指導の）主任クラスのみで活動で、一般の先生の啓蒙が大変むずかしい、職員全体への研修会的なものが必要」、「どの連絡会に出ても、構成員の顔ぶれがほとんど同じで広がり欠ける」、「会合が日中（勤務時間中）のため、特定の教師のみが出席しなければならず、なるべくなら、放課後の会合にし、おおぜい参加できるようにした方が、教師の理解、協力が得られると思う」、「出席ができない職員、保護者への報告、連絡等の方法を改善していく必要がある」等があげられている。また、PTAの意見の中には、「一部の人達だけが関心を示しているのみで、本当に聞いてもらいたい親はいつも参加せず、限られた会員だけが一生懸命に問題と取り組んでいることが多い」というものから、「正直なところ、役員のなり手がいないという先決問題を解決しなければ、非行防止活動のための委員会や組織で活動することなど大変難しい」といったものまである。連携活動をどうするかという以前に、PTA内部の、機関としての運営もままならない実状が回答内容から察せられる。児童相談所の意見として、「もう少し突っ込んだ話ができる雰囲気が必要、そのためには、

会議に実務担当者が集まる必要がある」等があがっている。この意見にみられるように、非行問題の現場に携わっている回答者の間では、事務レベルの会の他に、現場職員の意見交換ができる場が少ない不満がかなりあるようである。その打開策として、ある児童相談所の回答に、「(連絡会が)形式的すぎるので、実務担当者間で会議以外のところで絶えず情報交換や交流をしておく必要がある」という提案が述べられていた。

以上の具体的回答からわかるように、参加者の改善の問題は、①非行防止に関係して動いている人は、きわめて限られた少数の人々のみであり効果的でない、連携の効果をもっと上げるには、参加者の底辺を広げ、多くの人々に参加の機会をもってもらうようにしなければならない、②事務レベルの話し合いだけでなく、実務担当者が自由に意見や情報の交換ができるような場が欲しい、そのためには実務担当者の積極的参加が必要であるの2点にまとめられる。

「連絡会の回数を多くする」という意見は、小・中学校、青少年相談室、家庭児童相談室、児童相談所などにみられる。とくに、小、中学校関係者の間では、小学校と中学校の交流の場となっている小中連絡会の意義を高く評価する意見が多く、現在の年1～3回よりももっと増やしたいとする希望がある。それとは逆に、「会合の回数が増えるだけでは意味がない」とする意見もある。ただでさえ多忙をきわめる各職場の実状を考えると、連携は量より質が問題であって、軽々に回数を増やせば改善が進むとはいいがたい。熟考を要する問題である。

「形式ではなく、本音の言える場に」という意見は、学校関係者と児童相談所から出されている。たとえば、「実際の話が聞かれず、きれいごとに終ることが多い」(中学校PTA)、「公開の場で、それぞれ実態を明らかにすることへの抵抗がある、自分の学校のことは隠して話したがらず、形式化する傾向がある」(児童相談所)など。各機関の体面や守秘義務との兼ね合い等が妨害要因となって、なかなかオープンに本音や実状を話し合えない場合があるようである。この点に関しては、連携の場で、実態を開示して真の解決策の検討が抵抗なくなされるような雰囲気作りが望まれる。そうすることによって、機関間の連帯と連携が緊密化され、連携が実り多い場になると思われる。そのためには、実務担当者や非行防止問題に直接携わっている人が自由に意見交換できる雰囲気とか場の設定が必要であろう。

また、「公に対する機関のPR並びに機関間の相互理解が必要」という意見もある。先に述べた連携による長所のところで、機関間の相互理解の促進が述べられてい

たが、まだ十分には相互理解がなされていないことも多いのが実状のようである。機関ごとの特色を生かした役割分担の明確化をはかる上でも、各機関のもつはたらきや問題点の相互認識、相互理解は是非とも必要である。また、同時に、公に対しても自分の機関がどのような社会的役割を果たしているかを積極的にPRする必要がある。一般住民は案外知らないものである。市民の「なじみ」になることが望まれる。たとえば、先に調査したある青少年相談室の担当者は、青少年問題の理解の深化と啓発、行動化をねらいとして、年間30～40回もの講演、講話、懇談、座談の会に講師として出席し、非行問題や子育て問題などの話をしておられた。その活動を通して、青少年相談室の役割が一般住民の間に浸透しつつあった。単に公報媒体を通してだけでなく、そのような実践を通して機関のPRが出来たら良いと思われる。非行防止のための地域ケアシステムを考える上で、非行問題に対する住民の自覚化、行動化そして連帯は必須である。そのためにも、専門機関は、何らかのかたちでPRやアピールをして、一般住民の啓蒙と非行防止活動への参加を促すべきであろう。

問Ⅱ-12の結果から連携活動の運営上の改善点に言及する。(表29、図10参照)

「連携協力のための人手不足」(32.9%)、「他の業務が非行防止活動に比べて優先される」(18.8%)が改善点として多くあげられている。これら2つは機関内の問題点である。各機関はそれぞれの業務や職務に多忙を極めていることが、調査の回答全体から察せられるため、なかなか改善しづらい難しい問題点である。「他機関とのスケジュールの調整がむずかしい」(26.0%)も人手不足や他の業務優先が原因している場合が考えられるため、やはり同類の問題点に含まれよう。

「所属する機関構成員間に他機関との連携活動に関する考え方に違いがある」(11.9%)という回答もある。どのようなかたちで連携活動に参画すべきか、あるいは、連携活動へ参加することの賛否などの点で、機関内に意思統一ができていないところも一部にあるといえる。

また、「連携協力体制をとる際にどの機関がイニシアティブをとるかはっきりしていない」(17.3%)とする指摘もある。連携協力する場合、中心的役割を果たす機関があった方がよいのか、それともない方がよいのかはむずかしい問題である。ただ、「イニシアティブをとる機関がはっきりしない」ことが改善点としてあげられていることからすると、連携協力体制のまとめ役や主導的役割を果たす機関があった方が運営が円滑に進む場合が多

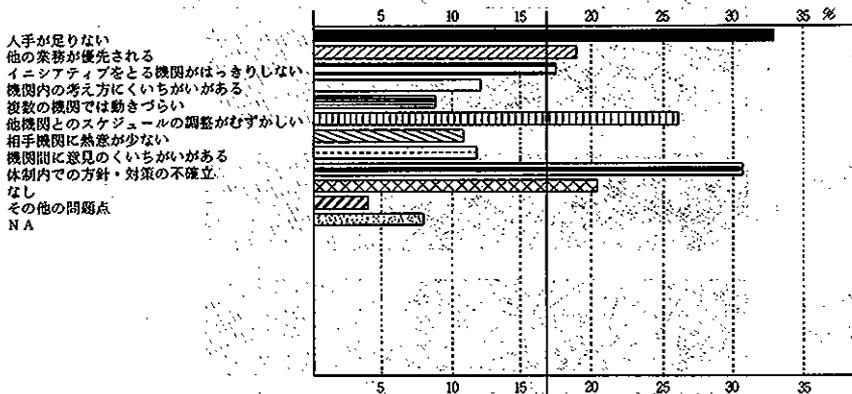


図10 改善すべき問題点（全体の結果）

いと言えそうである。その他では、「連携協力する相手機関に熱意が少ない場合がある」が10.8%あげられていた。この問題の改善は、各々の機関の主体的参加に負うところが大きい。

以上が、連携活動の長所と改善点に関して検討された内容である。

①他機関への働きかけと他機関からの働きかけ（問Ⅱ-5）

①連携協力活動を行っていない機関は全体の9.8%であったが、そのうちで、他機関に自ら働きかけたことが「ある」のは11.4%、「ない」のが60%であった。「ある」場合の連携できなかった理由は無回答である。

②逆に他機関から働きかけられたことが「ある」のは、6.1%、「ない」のが63.6%であった。一般的に言って、連携体制をとっていない機関の非行防止活動は消極的である。（表14参照）

過去の連携協力と新たな連携協力（問Ⅱ-6, 9, 10）

1) 過去の連携協力

①問Ⅱ-6の結果から、今は連携関係にないが、過去に連携体制をとっていた相手機関がある比率は、全体の9%である。相手機関は、警察署（6例）、小学校（5例）、中学校（6例）、児童相談所（4例）などがあげられている。活動内容としては、問題事例の相談（12例）が多く、ケースの治療や措置によって問題が解決すると同時に連携も終結する場合がほとんどである。それゆえ、この連携は、機関間に連携の持続性が欠けるいわば「利根的連携」であって、真の意味での連携とはみなしがたい。（表15、16参照）

2) 新たな連携協力

①今後新たに他機関との連携協力によって非行防止活動をしたいと答えたのは（問Ⅱ-8）、全体の64.4%、新

たな連携はしたくないと答えたのは34.5%であった。小学校と中学校PTAを除いて、各種機関の半数以上が、新たな連携に意欲的である。（表23、図11参照）

②新たな連携のための具体的な相手機関の有無を問うたところ（問Ⅱ-9）、「ある」が36%、「ない」が58.3%であった。この結果は、今後新たな連携に意欲をもっていている機関の中で、具体的な相手機関を想定したり、意中の機関を明確にもっている機関は比較的少ないといえる。（表24参照）

③問Ⅱ-10では、新たな連携の具体的な相手機関名、連携の際に希望する活動内容および協力体制への準備状態を尋ねた。

その結果、希望する相手機関としてあげられた数の多い順に機関名をあげると、中学校（17.2%）、小学校（14.7%）、警察署（9.5%）、地域自治会（9.5%）、青少年委員会（青少年対策協議会）（6.0%）、家庭裁判所（6.0%）、児童相談所（5.2%）、民生児童委員協議会（5.2%）、教育委員会（4.3%）、PTA校外指導委員会（4.3）などとなっている。（表25参照）

子どもたちの教育の場として大切な役割を担っている中学校と小学校が多くあげられている。中学校を相手機関として希望しているのは、児童相談所、家庭児童相談室、民生児童委員協議会、社会福祉協議会である。その活動内容は、情報交換や連絡会、問題事例の相談等を期待している。小学校を相手機関として希望しているのは、中学校の場合と同様、児童相談所、家庭児童相談室、民生児童委員協議会であり、それに、小学校、中学校、中学校PTAが加わっている。活動内容は、情報交換や連絡会、問題事例の相談等を各機関は期待しているが、特に、中学校は、小学校の現状や受け入れる生徒についての情報交換ならびに、中学校の現状についての理解の上

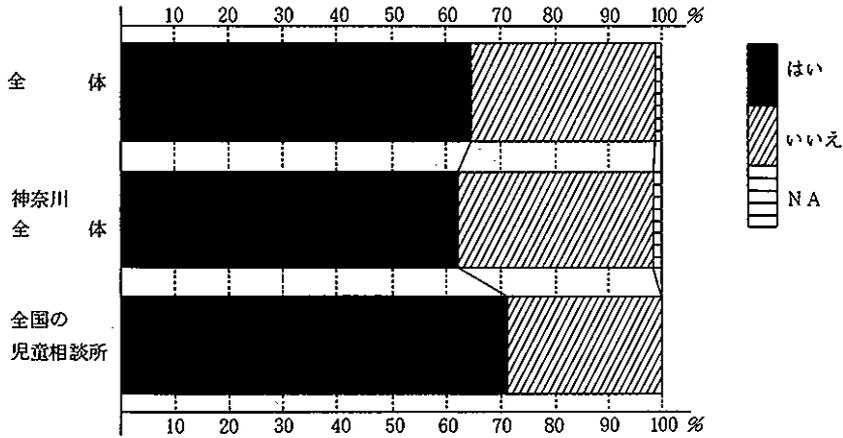


図11 新たな連携を望むか

に立つ小学生の指導の心構えの形成や対策の実施を小学校側に期待している。そのはたらきをもつ既存の組織として小中連絡会がある。それは、小学校の教員には中学校の現状がわかり、中学校の教員には小学校の実態と受け入れる生徒についての理解が深まり、お互いに児童や生徒の生活指導、非行防止指導上大いに役立つと高く評価されている。しかしながら、その回数は、年1～3回と少なく、回数をもっと増やしたいとする希望が多い。非行の低年齢化の現状を考えれば、中学校側が小学校と連携を緊密化したいとする希望をもつのは当然だと思われる。

警察署を希望しているのは、児童相談所、小学校、小学校PTAである。警察署は非行の取締りや防止活動の専門機関であるゆえ、現状でも多数の機関と連携を結んでいる。警察署は、その活動において、各種の連絡会や協議会で事例の報告をする、問題児の対応策の相談にのる、講演者になるなど、連携において常に主導的役割を担い、非行防止を職務とする関係者に専門的知識を与えている。小学校や小学校PTAの希望も警察署のもつそれらの役割を期待してのものである。児童相談所が希望する意図は、現状の連携とは異なったかたちのつながりを警察署に期待するところにある。児童相談所は、通常、警察からの通告による非行事例の相談・指導や措置を担当しているが、それだけではなく、もっと非行防止に役立つ相互交流の深まりを期待している。

地域自治会や青少年委員会を希望しているのは、中学校、小学校PTA、中学校PTA、市町村役所、教育相談室、児童相談所である。非行防止対策の一つの重要な柱に青少年の健全育成がある。この事業は、地域ぐるみ、町ぐるみの運動によってはじめて効果が上がるものであ

る。地域自治会との間では、懇談会や地域の巡回指導によって、非行防止に対する住民意識の高まりを図る、家庭教育の重要性を親に訴えるなどを実践したい。そして、それらの活動を通して、非行防止活動を住民全体で行なう体制づくりを目標とする希望を上記の機関は述べている。

その他の詳細な結果については、表25、26を参照していただきたい。

ところで、希望する活動内容について簡単に述べると、「情報交換及び連絡会」(38.6%)、「問題事例の相談」(23.7%)、「講演・座談会等の啓蒙活動」(9.6%)、「地域内の巡回」(8.8%)、「各種の非行対策実践運動」(7.9%)、「専門職による非行問題の研究」(7.0%)などが目立っている。各々の機関がどのような活動を希望しているかは、表26を参照していただきたい。

最後に、新たな連携を希望する機関のうちで、連携に対する準備をしているのは52.7%、準備をしていない機関は47.3%であった。(表27参照)

#### 新たな連携を望まない理由(問Ⅱ-11)

今後新たに連携協力して非行防止活動をしたいと思わない理由を問うた質問がⅡ-11である。

①新たな連携協力を希望しない機関は、278機関全体で101機関みられた。その最大の理由は、「現在連携協力体制をとっており、今のままでうまくやれている」という現状満足型の回答であり、37.6%みられた。次いで、「現在連携協力体制をとっており、これ以上の協力体制は負担が大きく無理である」が多く、31.7%が選択されている。そして、「現在の連携協力体制をより効果あるものにするための協力体制の整備・統合は望むが、新たな連携協力は望まない」もやはり多く、26.7%を占めている。これら2つの回答は、連携の現状維持型あるいは

は整備統合型といえよう。

それに対して、「他の機関との連携協力によるメリットがあるかどうかははかりかねる」という連携効果疑問型の回答が9.9%、「どのような活動内容で相手機関と連携協力するのがよいのか判断しづらい」という連携躊躇型回答が8.9%、「連携協力するのに適当な相手機関がみつからない」が5%、「所属機関が独自に非行防止活動をした方が動きやすい」は0%であった。（図12参照）

以上の結果は、全体のものであるが、神奈川県の結果も比率は多少違うが、傾向は同様である。（表28参照）

②以上の結果から、現在の連携に一応の満足を示しているために新たな連携は強い望まないとする意見が4割弱みられた。他方、各機関はそれぞれ多忙な業務をかかえながら、スケジュールの調整などの点でかなりの無理をしつつ連携協力体制を維持している様子もうかがわれる。負担が大きければ、連携協力が円滑にできるようにするために、スタッフの増員をはかればよいわけであるが、それは現実的にはなかなかむずかしい。そこで考

えられるのは、現在ある多種類の連絡会や協議会のはたらきを評価・吟味して、類似したはたらきをもつ連携を、あるいは構成員の顔ぶれが重複している会合をまとめ、組織の整備・統合をはかることが考えられる。そうすれば、会合への出席回数が減るので各機関の荷なう負担は軽減するのではないか。あるいは、会議による連携の回数を減らして、実務者レベルの接触を密にする機会をそのかわりに増やすことも考えられる。そうすることによって連携協力活動の実質化、効率化、活性化が促される可能性もある。

連携協力に対する態度（問Ⅱ-7）

問Ⅱ-7では、他の機関と連携協力して非行防止活動を行なうことに対する各機関の態度について尋ねた。質問項目は全部で6つあるが、それぞれの結果は表17・図13から表22・図18にまとめられている。

①図13から、他の機関と連携協力することに対して、「賛成」が278機関全体の85.9%、「やや賛成」が7.2%、「どちらでもない」は5.4%、「やや反対」と「反対」が合わせて1.1%であった。神奈川県全体と全国の児

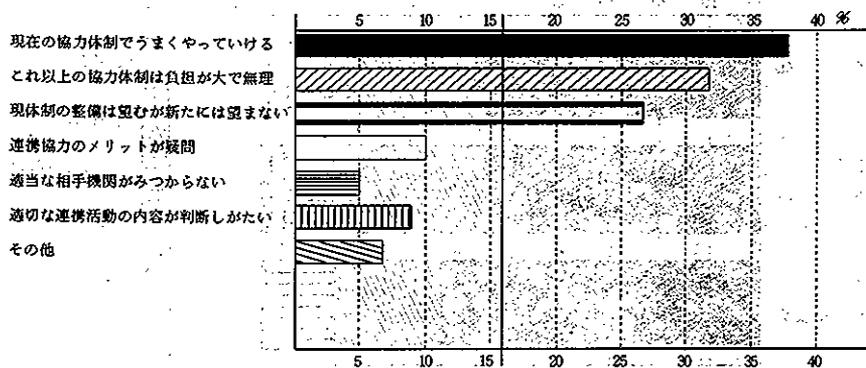


図12 新たな連携を望まない理由（全体の結果）

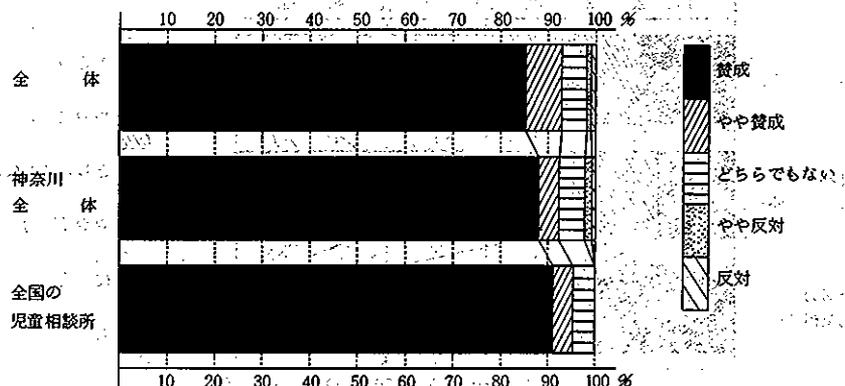


図13 連携に対して賛成か反対か

童相談所の結果も同じ傾向を示している。つまり、90%以上の機関が連携協力することに「賛成」あるいは「やや賛成」である。

②質問の仕方を変え、「あなたの機関は他の機関と連携協力することに積極的か消極的か」と問うたところ、図14から、全体では、「積極的」が57.4%と最も多く、「やや積極的」が23.8%と続いている。「どちらでもない」が13.4%で、「やや消極的」と「消極的」は3.9%と少ない。神奈川県全体と全国の児童相談所の結果にしても全体と大同小異である。

以上、2つの質問に対する回答から、各機関が連携協力を支持し、積極的に連携協力する態度をとっていることが明らかである。

③次に、現在連携協力して非行防止活動を実践している247機関に、連携協力活動で果している役割についてうかがった。

まず、連携協力するときにとっている役割は主導的か従属的かの質問に対して、全体では、「主導的」とははっきり答えた機関は18.7%と比較的少なく、「やや主導的」

(32.7%)と「どちらでもない」(31.0%)が多い。そして、「やや従属的」が8.8%、「従属的」が2.8%みられた。神奈川県全体の結果では、主導的傾向は全体の場合と比べて少なく、逆に従属的であると回答の割合が多い。全国の児童相談所の場合は、「主導的」と「やや主導的」を合わせると66%にのぼり、従属的傾向は6%と少ない。神奈川県各機関についてみると、主導的役割をとっていることが多いのは、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、教育相談室、青少年明談室、市町村役所、児童相談所である(ちなみに警察署の回答は得られなかった)。これらの機関は、非行問題と日頃からかかわりが多く、青少年の非行問題が重要な職務の一つであることからして、主導的役割を果しているのは当然といえよう。また、非行問題に直面している中学校が主導的役割をとっているのも十分に理解できる。

それに対して、どちらかというに従属的役割をとりがちな機関は、家庭児童相談室、小学校、小学校PTAである。家庭児童相談室は、非行化が顕在化する以前の低年齢子どもたちの問題を扱うことが多いという性格上、

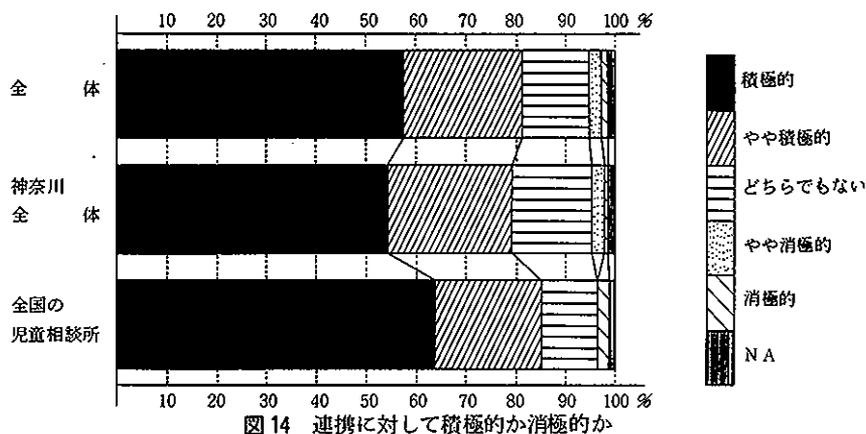


図14 連携に対して積極的か消極的か

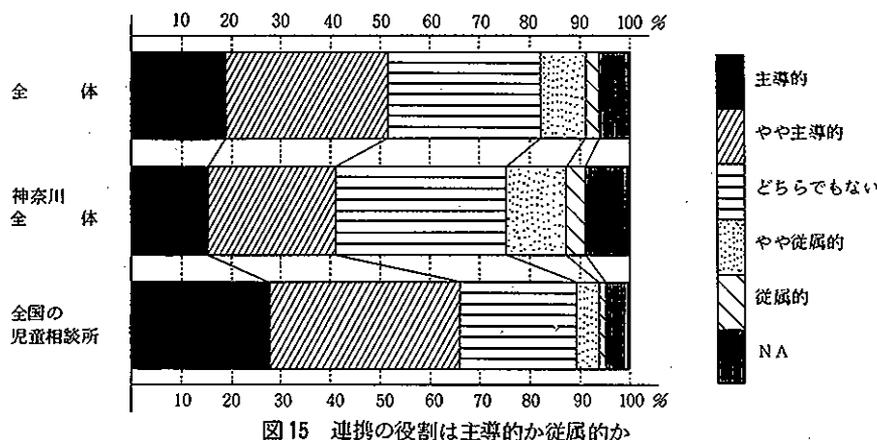


図15 連携の役割は主導的か従属的か

また、小学校と小学校PTAの場合も、小学生の非行問題が今のところ中学生ほど切実ではないために、連携協力の際にイニシアティブをとることが比較的少ないのではないかと考えられる。（図15参照）

次に、連携協力して活動するとき各機関は協調的か牽制的かを問うたところ、その結果（図16）は、全体では「協調的」が53.2%と過半数を占め、「やや協調的」が33.7%であった。「やや牽制的」と「牽制的」は合わせて3%と少なかった。神奈川県、全国の児童相談所の場合もほぼ同じであった。以上の結果から、連携活動は、基本的には各機関の協力と協調に基づいてなされているといえよう。

④連携協力による成果の有無について問うたところ、図17から、「成果があがる（と思う）」が全体で69.4%、「やや成果があがる（と思う）」が23.4%であり、連携協力による成果を肯定する回答は92.8%ときわめて多い。この結果は、先に問うた問Ⅱ-3の連携活動の成果の結果と当然のことながら一致している。否定的な回答は4

%であった。この結果は、神奈川県、全国の児童相談所の場合も同様である。

⑥以上、5つの質問項目の結果をまとめると、各機関ともに、連携協力に対する態度に、賛成、積極的、協調的、成果があがると評価している傾向が強くみられた。ただ、連携協力の際に果している役割において、機関によって、主導的であったり従属的であったりの差が多少みうけられた。

⑥最後に、連携協力体制を構成する機関の数がいくつくらいが適当であるかについて質問した。図18の結果から、全体では、「多くの機関（4つ以上）」が48.2%、「複数の機関（3つまで）」が27.0%、「特定の機関」が17.3%という結果が得られた。神奈川県、全国の児童相談所の場合も同様であった。

一般に、連携組織を構成する機関の数が多ければ多いほど、連携協力による非行防止のネットワークが広がり、連携による効果が幅広く浸透するが、一方で、組織内での意見や行動の調整がむずかしく、動きづらくなる短所

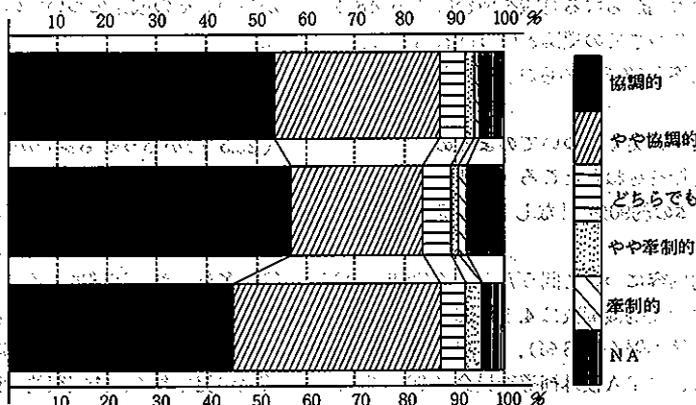


図16 連携において各機関は協調的か牽制的か

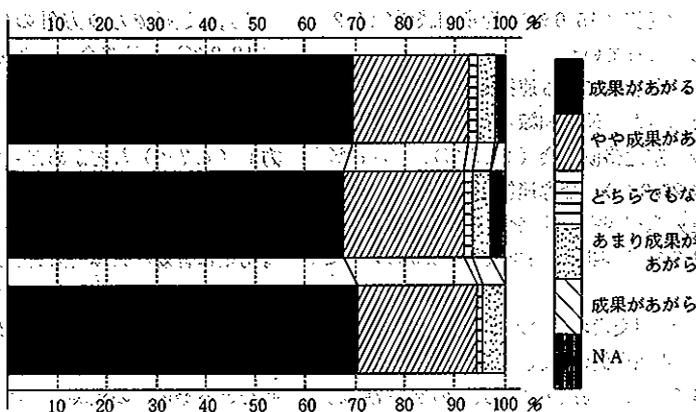


図17 連携によって成果があがるか

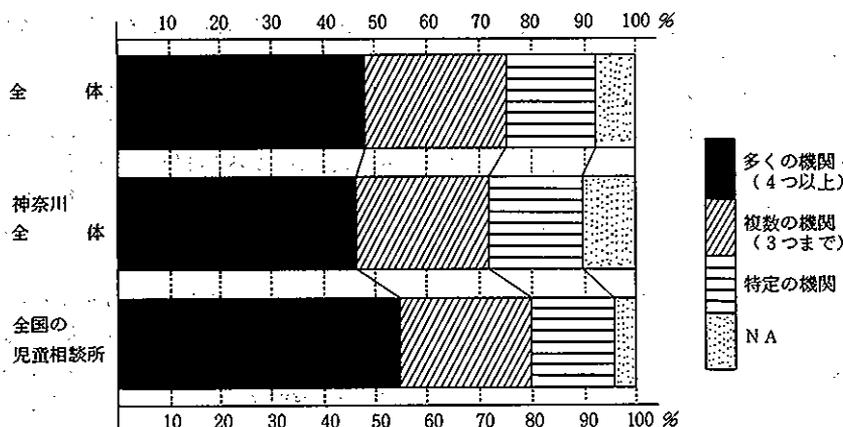


図18 連携協力体制をつくる場合、構成機関数はいくつくらいが適当か

もある。逆に、組織を構成する機関が少ないと意思統一も楽で、即応性、緊密度も高まるが、多方面にわたる非行現象に対する幅広い対応という面で劣る。そのため、どちらの連携方式が良いかは簡単には決めかねる。調査結果でも、多くの機関からなる組織を望む機関が48.2%と多かったが、3つまでの機関という回答も27%、特定の機関とする回答も17.3%みられ、意見がかなり分かれています。

各機関の連携活動の実態についてのまとめ

①連携機関の有無を尋ねたところ(問Ⅱ-1)、連携機関「あり」が全体の約90%、「なし」がほぼ10%であった。

②連携の具体的内容について問うたところ(問Ⅱ-2)、1機関あたりの平均連携機関数は4.1機関であった。相手機関としては、警察署(60.3%)、中学校(57.9%)、小学校(43.7%)、PTA校外補導委員会(30.0%)、教育委員会(24.3%)、家庭裁判所(23.9%)、家庭児童相談室(22.3%)、少年センター(20.2%)、地域自治会(15.8%)、教護院(15.0%)、児童相談所(14.2%)などが多くあげられていた。

③また、各機関が参加している連携組織の平均数をみると、1.8組織であった。連携組織として多くあげられていたのは、学校警察連絡協議会(27.5%)、生活指導主任連絡協議会(26.3%)、補導連絡会議(12.6%)、児童相談所と家庭児童相談室の連絡会(10.5%)、青少年問題協議会(8.9%)、地区連絡協議会(8.9%)等である。

④連携内容は、「情報交換および連絡会」(85.4%)がきわだって多く、「問題事例の相談」(34.4%)、「地域内の巡回指導」(24.7%)、「講演・座談会等の啓蒙活動」(10.5%)、「専門家による非行問題研究」(9.7%)、「業

務研修会」(8.1%)、「各種の非行対策実践運動」(6.1%)等がそれに続いている。

⑤連携活動の成果は(問Ⅱ-3)、「成果があがった」(31.6%)と「まずまずの成果があがった」(54.5%)が多い。その成果についての否定的評価は9.1%であった。

⑥連携活動の長所としてあげられたのは(問Ⅱ-4)、概括的な感想である「他機関との連携が密になった」(25.5%)がもっとも多いが、具体的なメリットとしては、「地域での非行の実態がつかめた」(21.6%)、「他の関連機関の職務等の理解・相互利用ができた」(19.8%)、「地域での子どもの非行の実態がつかめた」(18.7%)等が多かった。連携によるメリットを整理すると、(1)非行問題に関する情報や知識の獲得ができる、(2)関係機関間の相互理解が促される、(3)非行防止活動に対する自己啓発が促される、(4)実践的活動によって非行防止の成果が上がるの4つになる。

⑦連携活動において改善が望まれる点としては(問Ⅱ-4)、「連携協力の方針の確立とその具体策の実践」(12.2%)、「連絡会の回数を多くする」(7.6%)、「形式ではなく本音の言える場に」(6.8%)、「連絡会の参加者、運営法の改善」(5.4%)、「新たな機関との連携協力」(4.7%)などがめだっている。

同じ問題について、問Ⅱ-12で選択肢を使って尋ねたところ、「連携協力のための人手不足」(32.9%)、「非行防止に有効な具体的方針、対策が連携協力体制内で十分確立されていない」(30.7%)、「他機関とのスケジュールの調整がむずかしい」(26.0%)、「他の業務が非行防止活動に比べて優先される」(18.8%)、「連携協力体制をとる際にどの機関がイニシアティブをとるかははっきりしていない」(17.3%)等が改善点として指摘されて

いる。

結果から、機関内の問題としては各機関の職務の「多忙」の解決が、機関間の問題としては、連携活動における具体的方針や対策の確立とその実施が、主たる改善点として指摘できる。

⑧今後新たに他機関との連携をしたいと答えた機関は、全体の64.4%、したくないと答えたのが34.5%であった（問Ⅱ-8）。具体的な相手機関の有無を問うたところ（問Ⅱ-9）、「ある」が36%、「ない」が58.3%であった。新たな連携を希望する具体的な相手機関としては、中学校（17.2%）、小学校（14.7%）、警察署（9.5%）、地域自治会（9.5%）、その他があげられ、連携に対する準備をしているのは52.7%、準備をしていない機関は47.3%であった（問Ⅱ-10）。

⑨新たな連携を望まない理由を尋ねたところ（問Ⅱ-11）、「現在連携協力体制をとっており、今のままでうまくやれている」（37.6%）がもっとも多い理由であった。次いで、「現在以上の協力体制は負担が大きき無理である」（31.7%）、「現在の協力体制の整備・統合は望むが新たな連携協力は望まない」（26.7%）等が続いている。全般に、連携協力体制による各機関の負担の大きさが結果から強く印象づけられた。

⑩連携協力に対する態度は（問Ⅱ-7）、各機関ともに、賛成、積極的、協調的、成果があがると自己評価しているが、ただ、連携協力の際に果しせいる役割は、機関によって、主導的であったり、「従属的であったり」と差が多少みられた。

#### (Ⅲ) 年少非行の原因とその改善策について

(I)と(Ⅲ)においてすでに述べたとおり、調査対象とした各機関・組織では、年少児の非行の予防のためにそれぞれ何らかの対策を施し、又は情報交換等の機関（組織）間での連携活動もみられ、構成員各自が皆努力していることがわかった。ここでは、それら各機関・組織の構成員の中、本調査の回答の担当者に、年少児の非行を惹起する原因は一体何であるか、又それを予防するにはどうしたらよいか、についての個人的な見解を示してもらった。その集計結果を検討し、今後の年少児非行対策における問題点を示唆してみたい。

##### 1. 非行化の原因

本調査問Ⅲ-1についての回答の集計結果は、表30に示したとおりである。本調査の対象機関・組織の全体の傾向では、最大の原因は「家庭」にあると指摘した者は、69.1%という高率を示している。次いで「社会環境」を指摘した者が多いが、これは19.8%であり、家庭に比べ

ると落差が大きい。ここで注目すべきことは、「学校」に最大の原因があると指摘した者が、全体でわずかに3人（4.1%）であるということである。この調査に当たって対象児と考えられる小学校高学年児童及び中学生の殆んどの日常生活は在籍の占める時間が多く、その影響力も大きいのではないだろうか。この点更に分析してみたい。

(1) 神奈川県について  
神奈川県全体では、「家庭」を指摘した者が66.9%であり、世田谷区の81.1%（昨年度本所紀要掲載）に比べるとやや低い。また、「本人」を指摘した者が9.0%（13人）あり、世田谷区では本人であったことから考えると、地域的な背景に依るところが大きいのではないだろうか。また中学校教員では、「家庭」と指摘した者は52.6%で他に比べると低く、それに反して「本人」、「社会環境」共に21.1%であり、他に比べてやや高い、これも世田谷区の中学校教員では皆無であったことからみると地域的なものがうかがわれる。

(2) 全国の児童相談所について  
児童相談所全体の回答は、神奈川県各機関（組織）に比べると「社会環境」（26.1%）の指摘がやや多い。しかし神奈川県の8つの児相の回答は100%「家庭」を指摘している。

これらのことから考えると、非行化の原因の第1が「家庭」にあると指摘している根拠は、多くは対象児が年少であるためではないだろうか。むしろ非行化の原因は「家庭」ばかりではなく本人の性格や状態、周囲の状況も又加わっていると考えられる。次に、更に細かく分析してみる。

2-1. 本人にみられる原因  
問Ⅲ-2の集計結果の中、先ず非行化する年少児本人についてみると、表31のとおりである。この設問の回答については、指示に従って順位を付した者が少かったので、集計は指摘された項目の頻度である。

非行化の原因となる最も多い子どもの性格傾向は「自己中心的」であるとみられている。これは回答者全体の64.4%が指摘している。次いで「感情のコントロールが付きにくい」が多く、全体の51.4%を占めている。3番目に多いのは、「他人に対する思いやりの欠如」（44.6%）である。これら3項目共、戦後の日本における民主主義思想の個人尊重のはき違いで、個人即ち自己であると誤解したことから自己中心的な風潮が蔓延した結果ではないかと思われる。4番目に多い「欲求不満・反抗の表現」（34.9%）は又、現代社会における子どもの気質を表徴しているといえるのではないだろうか。

次に機関・組織分けしてみると、

(1) 神奈川県について

全体では、1番は「自己中心的」(65.5%)であり、この項目は殆どどの機関が同様な率で第1に上げている。2番目は「他人に対する思いやりの欠如」(49.7%)で、少差で「感情のコントロールがつきにくい」(48.3%)が続いている。しかし民生児童委員は「他人に対する思いやりの欠如」と同率1位に、「性格の弱さ」(50.0%)を上げているのが注目される。これは警察署の回答者も指摘している。

(2) 全国の児童相談所について

児相の全国的傾向は、上述のものと同通っているが、神奈川の児相については必ずしも同じような傾向がみられない。即ち、「自己中心的」(37.5%)を指摘した者が比較的少ない。

いずれにしても、上述のような、耐性の無さ、自分勝手等の子どもの性格傾向は、家庭における過保護な発育過程の所産であるという見方もできる。

2-2 家庭にみられる原因

表32によれば、全体的傾向としては1番多いのは「無知・無関心・放任」(61.5%)で、次は「過保護・過干渉」(47.5%)である。この2つは子どもの扱い方の両極端である。中庸を得ていることが必要であるが、親自身の自覚が問われる点である。

それに比べ、戦前の時代には非行化の原因は家が「貧しい」からであるとよく云われたが、本調査では「貧しい」の項目は僅か1.4%の指摘にすぎない。

(1) 神奈川県について

全体的傾向としては上述と同様であるが、小・中学校の教員が共に「無知・無関心・放任」に70.0%、73.7%の高率を示している。現場で生徒を扱っている教員からみると、無知・無関心・放任である親の方が子どもへの影響がはるかに悪いとする一方、過保護や過干渉の親の方がつき合い易いからであろう。又、これに対してPTAは「無知・無関心・放任」は、小48.0%、中45.5%を示し「過保護・過干渉」(56.0%、45.5%)と大差はみられない。

(2) 全国の児童相談所について

児相が家庭における非行化要因を指摘している特徴的なことは、「両親の不和・家庭内のもめごと」(59.1%)を比較的多く指摘していることである。これは神奈川県児相でも同様である。つまり、児相は非行を扱う現場であることから考えると、小・中学校とは異った非行少年のイメージで回答しているからではないだろうか。

2-3 学校にみられる原因(表33)

(1) 神奈川県について

県の全体及び全調査では「先生との対話やふれ合いが少ない」(61.4%、61.2%)が1番多いが、それを上回って「受験偏重」を指摘した者がいる機関も3ヶ所あり、その他の機関でも同項目は2番目乃至は3番目に多い。

それにひきかえ小・中学校の教員・PTA共に非行化原因を「受験偏重」としたのが低率(25.0%~28.0%)であること、また「先生との対和やふれ合いが少ない」が最高(60.0%~73.7%)を示していることである。受験のための塾生活をしている子どもは、厚生省の児童環境調査(57年3月)によっても、家庭教師を含めて中学生が38.9%、小学生(4~6年)でも23.2%を示しているが、これが都会ではより高率を示すと考えられ、特異な社会風潮として扱われているのだが、本調査の教員・PTAによれば、これと非行化との関係は稀薄であることを物語っているように思う。しかし、前に述べたとおり、他機関ではこれを重視しているところもあるのだから一考を要する点である。

民生児童委員、社会福祉協議会、教育相談室、警察署市町村役所では「父兄や地域に連携が不十分」が高率(50.0%~100.0%)を示しており、教員を除く他機関もそれに準じている。学校内の閉鎖的傾向を指摘したものとされる。

(2) 全国の児童相談所について

「受験偏重」が最高率(80.7%)で、これは神奈川県児相も同様に高い(75.0%)。低率を示しているのが、「生徒同志の信頼の欠如」(8.0%)である。

2-4 社会環境にみられる原因(表34)

「3) 非行を許し、見逃がしてしまう社会風潮が強い」(75.5%)、「1) テレビ、広告、雑誌等の刺激が強すぎる」(65.8%)、「7) 地域住民の連帯意識の欠如」(52.9%)を指摘している者が多い。

(1) 神奈川県について

神奈川県各機関(組織)も全体的傾向と殆ど同様であるが、青少年相談室が「4) 健全育成の施設・設備が不十分」を60.0%も指摘しており、この項目について他機関が低率を示していることが注目される。

又、家庭児童相談室では83.3%の高率で「7) 連帯意識の欠如」を指摘している。概してこの項目の指摘は多く、連携活動の必要性を各自が感じていることをあらわしている。と同時に、現在まだ連帯活動が十分に行われていないことを意味する。

(2) 全国の児童相談所について

全体的傾向と全く一致をみている。

社会環境での非行原因は殆んどが上記3項目を指摘し

ていることから考えると、これらの改善が協力的にすすめられることが期待できる。

### 3. 非行原因の改善策

問Ⅲ-1及び2で、非行原因を究明したので、ここではその予防及び改善策について「家庭」「学校」「社会環境」別に検討したい。問Ⅲ-3では3つの環境それぞれについて、年少非行を改善するための対策を自由記述で問うたものである。整理の都合上、いくつかを類型化し報告する。

#### 3-1 家庭における改善策

表35の対策欄に示している叙述は回答を類型化したものの要約である。これによれば、社会的傾向からみると「1）良識ある両親・健全且円満な家庭」（20.5%）、「2）親の責任において子供を教育」（17.6%）、「3）親子のふれ合い・対話」、「6）母親教育、家庭人教育等成人教育の場に多く参加する」（共に15.5%）等が比較的多く述べられている。

更に表35を大別すると次の表36になる。これによれば、「家庭のあり方とか親の生活態度」について改善すべきであると記述したのが最も多く、全体で82.0%を示す。次は「子どもの具体的な躾方」（22.1%）である。

##### (1) 神奈川県について

ここでは全体的傾向と同様に「家庭のあり方とか親の生活態度」についての改善の要望が多い。（86.2%）これは各機関（組織）のそれぞれについても最も多く記述されていた。特に警察（300.0%）、教育相談室（143.0%）、中学校教員（100.2%）に多い。PTAも88.0%が、この点を述べ、反省している。それにも拘わらず改善が遅れていることは、そこに究明すべき問題点があると考えられる。

##### (2) 全国の児童相談所について

児相も又「家庭のあり方とか親の生活態度」についての記述が多い。（全国で72.7%、神奈川県内で62.5%）2番目に多いのは「社会とのつながり」で25.0%を示している。これは表35をみると「6）母親教育、家庭人教育等成人教育の場に多く参加する」（23.9%）に児相が最も多くの記述がみられる。現在教育委員会で企画する女性の生涯教育のテーマと児相の考える子育ての問題とは決して相反する関係ではなく、むしろ教育委員会と連携してこの2つの問題を咬み合わせての企画こそ必要ではないだろうか。

以上家庭における改善策について、各機関（組織）別に概観したが、「家庭のあり方とか親の生活態度」がいずれも圧倒的に高率を示している。ちなみにNHKの調査（56年）によれば、「夕食を家族全員で食べる」のは

茨城県の農村のA校で50%、都内のB校31%、同C校29%である。又、厚生省の児童環境調査によれば、「毎日テレビを見ながら食べる」が小学校（4～6年）で38.8%、中学生で43.1%を示している。反対の「食事の時テレビをつけない」はそれぞれ僅か $\frac{1}{4}$ 以内にとどまっている。また同調査によれば父親の帰宅時間が7時前であるのは半数以上である。即ち、半数近くは父親のいない夕食となっているわけである。この点について児相職員の中で「4）父親も子どもの教育に参加すること」を記述した者が12.5%あった。本調査の対象児の父親は企業等の働き手ではあるが、父親自身の自覚をも期待したいものである。次に子どもの躾について考察すると、僅かではあるが「がまんさせる…」（3.6%）「善悪を…」（5.8%）、「…良い生活習慣…」（6.5%）等が記述されている。ちなみに文部省の児童の日常生活に関する調査によれば、「ほい遊び道具があっても買うのをがまんすること」を「いつもしている」は3年生で38.5%、6年生で29.2%と少く、しかも年齢に反比例する傾向がうかがわれる。また「自分が悪いと思うときはすぐにあやまる」においては、「いつもしている」は3年生で23.6%、6年生では22.1%と同じ傾向がみられる等、やはり家庭で躾が徹底してされていないと考えざるを得ない。

#### 3-2 学校における改善策

表38にみるとおり、様々な記述がなされているので更に大別してみる。そこで表37によれば、「生活指導等生徒に対する姿勢」が45.4%で最も改善すべき点であるとされている。又、教師の研修、教員制度・学級編成等の行政面での改善点も記述されている。

##### (1) 神奈川県について

青少年相談室を除く他機関は「生活指導等生徒に対する姿勢」について最も多く記述しているが、青少年相談室では「6）教師はその使命感を持って指導力を高める…」（40.0%）等教師の研修参加の必要性を最も多く記述している。

小・中学校の教員は、教科のみでなく生徒とのふれ合いを重じたいとし、「生活指導等生徒に対する姿勢」の改善についてそれぞれ、47.5%、36.9%が記述しているので、今後その努力の成果がうかがわれる。

##### (2) 全国の児童相談所について

ここでも同様に、生活指導等日常の生徒のふれ合いを重じるべきであるという記述が多かったが、注目される記述は、「行政の対応」の必要性を $\frac{1}{3}$ の者が述べており、特に教師の資質を高めるための研修参加を強調していることである。これは神奈川県の子童相談所についても云えることである。

以上学校における非行化予防のための改善策を概観したが、(Ⅲ)の1で述べたとおり、学校には強力な非行化の原因は指摘されていないことから考え合わせると、学校の体制を云々するよりはむしろ、教員の資質の改善が急務ではないだろうか。

### 3-3 社会環境における改善策 (表39)

2-4で社会環境における非行化の原因はテレビ・広告・雑誌等マスコミの刺戟が多すぎるための影響であると述べたが、従って、改善策についての記述を整理すると、その点を問題にしている者が他に比べてやや多い(28.8%)。次いで地域での不良環境浄化のための活動及び、子どもの非行予防のための育成に協力することが望まれている(23.4%)

#### (1) 神奈川県について

各機関のそれぞれについても、上述の2点、地域が協力して子どもの育成に努めることと、マスコミ等の刺戟・娯楽設備の排除を強調している。注目されるのは、教育相談室が71.4% ( $\frac{5}{7}$ 人)という高率で、マスコミ等の刺戟や娯楽等設備の排除を述べていることである。

#### (2) 全国の児童相談所について

やはりマスコミや娯楽設備の俗悪な刺戟の排除を述べる者が多い。次いで地域での協力の必要性を述べている。

前問のⅢ-2-4では「3)非行を許し見逃してしまう社会風潮」を非行原因として指摘した者が多かったが、その改善策は何であるかという、「6)子どもの無軌道振りや非行に理解を示す振り又は黙認するのは止める」とした記述文であるのだが、これは全体で5.0%のみであった。この様なことは、原因の認識と改善への姿勢とのギャップが感じられ、この解明こそが年少児の非行予防の鍵となっているように思われる。

#### 4. 行政当局に対する要望施策

この問は年少児の非行防止活動を推進していくために各機関(組織)は行政当局に要望することがあるか、きいたものである。無回答即ち特に要望がない回答者が全体で半数近くある。この記述も前問と同様に類型化して検討した。

表40でみるとおり特にきわだった傾向はみられない。僅かにスポーツ・文化等指導施設の充実等の記述をしている者が多い。

#### (1) 神奈川県について

青少年相談室(60.0%)及び中学校(21.1%)が「2)スポーツ文化等……」の記述が多かったという程度である。また、民生委員協議会では「9)教育の充実及び非行対策予算の増加」等の記述が37.5%されていた。

#### (2) 全国の児童相談所について

ここでも殊更に特徴的な要望はみられない。

#### 「年少非行の原因と改善策」のおわりに

年少児の非行の原因については、「家庭」に最大の原因があるという見方が大勢を占めている。更にそれは、両親の無知・無関心・放任又は、過保護、過干渉によると指摘し、家庭のあり方、親の生活態度の改善をのぞんでいる。次に社会環境を指摘する者が多く、これについては、第一にマスコミ等の俗悪な刺戟や娯楽設備のためであり、又、大人が子供の非行を見過してしまう風潮であるという指摘が多い。

本人自身の性格傾向からみると、自己中心的及び感情のコントロールがつきにくい子どもが非行化しやすいという指摘が多い。

また学校では先生との対話やふれ合いの少いことが指摘されており、従ってその改善策も生活指導等の生徒に対する姿勢について述べられているものが多い。

以上から、家庭においても、学校においても、社会環境においてもお互いに人間関係を大切に、常に余裕のある精神生活を持つことが子どもの健全育成につながり、年少非行を減少させることができると考えられる。

#### <引用文献>

児童環境調査の結果の概要 厚生少児童家庭局 (S57年3月)

児童の日常生活に関する調査結果 文部省初等中等教育局 (S59年3月)

「子どもの食事は、いま」 藤田喜代子 女性教養 No.546 日本女子社会教育会 (S59年7月)

#### <参考文献>

- 1) 石井啓夫他 年少非行に関する研究(第2報), 非行問題にかかわる地域ケアシステムについて 日本総合愛育研究所紀要第18集141-150, 1982
- 2) 石井啓夫他 年少非行に関する研究(第3報), II 地域ケアシステムの機関連携 日本総合愛育研究所紀要第19集133-166, 1983
- 3) 青少年の非行問題緊急対策プロジェクト・チーム(埼玉県) 非行防止の輪の広がりをめざして 1982
- 4) 総理府青少年対策本部 非行原因に関する総合的調査研究 青少年問題研究調査報告書 1979

表1 措置について申合わせによるきまりの有無(問I-1)

申合わせの有無	機関	神奈川全体(144)	児童相談所(8)	家庭児童相談室(6)	民生児童委員協議会(8)	社会福祉協議会(8)	小学校(40)	小学校PTA(25)	中学校(19)	中学校PTA(11)	教育相談室(7)	警察署(1)	青少年相談室(5)	市町村役所(5)	全国の児童相談所(88)	全体(278)
1) あり		68.1	37.5	50.0	62.5		85.0	76.0	94.7	81.8	28.6		80.0	16.7	54.5	66.4
2) なし		31.9	62.5	50.0	37.5	100.0	15.0	24.0	5.3	18.2	71.4	100.0	20.0	83.3	42.0	32.5
3) N															3.4	1.1

表2 措置の具体的な内容(問I-1)

措置内容	機関	神奈川全体(144)	児童相談所(8)	家庭児童相談室(6)	民生児童委員協議会(8)	社会福祉協議会(8)	小学校(40)	小学校PTA(25)	中学校(19)	中学校PTA(11)	教育相談室(7)	警察署(1)	青少年相談室(5)	市町村役所(6)	全国の児童相談所(88)	全体(278)
1) 措置のきまりがある	① 親	36.6		16.1	50.0		67.5	20.0	68.4	18.2				16.7	12.5	31.3
	② 警察	7.6			25.0		2.5	4.0	21.1	9.1	14.3			16.7	8.0	6.8
	③ 学校	25.5			50.0	11.1	17.5	60.0	15.8	54.5				16.7	10.2	22.7
	④ 他機関	4.8		33.3	12.5		2.5		5.3		14.3	100.0			4.5	4.3
	⑤ 本人説諭	32.4			12.5		65.0	12.0	63.2	27.3			20.0	16.7	6.8	25.5
	⑥ 一応のきまり	5.5	25.0	16.7					15.8				40.0		23.9	10.1
	⑦ その他	4.8	12.5		12.5		5.0	4.0					40.0		8.0	6.1
2) なし	⑧ あった方がよい	19.3	37.5	16.7	37.5	44.4	10.0	20.0	5.3	18.2	42.9			33.3	11.4	14.4
	⑨ 必要ない	9.0	25.0	33.3		22.2		4.0			28.6		20.0	50.0	25.0	13.3
3) NA		2.8				22.2	5.0								9.1	5.4

表3 非行予防活動に対するとりくみの程度(問I-2)

とりくみの程度	機関	神奈川全体(144)	児童相談所(8)	家庭児童相談室(6)	民生児童委員協議会(8)	社会福祉協議会(8)	小学校(40)	小学校PTA(25)	中学校(19)	中学校PTA(11)	教育相談室(7)	警察署(1)	青少年相談室(5)	市町村役所(6)	全国の児童相談所(88)	全体(278)
1) 重点的に実施		20.0			25.0		25.0	8.0	42.1	9.1	28.6	100.0	40.0	16.7	20.5	21.9
2) 一応実施		64.8	75.0	50.0	75.0	55.6	65.0	80.0	57.9	72.7	28.6		40.0	83.3	62.5	65.5
3) 今後は実施		6.9	12.5			33.3	5.0	8.0		9.1	14.3				3.4	4.3
4) 実施の計画なし		7.6	12.5	33.3		11.1	5.0	4.0		9.1	28.6		20.0		12.5	7.6
5) NA		0.7		16.7											1.1	0.7

石井他：年少非行に関する研究(第4報)

表4 活動内容(問I-3)・重視した活動(問I-4)・効果のあがった活動(問I-5)

機 関	項 目	1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)	12)	13)	14)	15)	16)	17)	18)	19)	20)
		指導の徹底・充実 児童に対する生活	活動の促進・充実 学級指導・生徒	道徳教育の徹底	授業内容を興味 あるものにす	児童の地域社会加	親・子との個人 相談	職員の共通理解・研 究	住居に・対する報 告	住生活の連携強化・進 出	住民による校外	職員による校外	同系機関との化	他連携 関との化	環境の整 備	実現状況の把握	施設取 容	非常時の充実に 関する助	そ の 他	な し	NA
神奈川体 (144)	内 容	11.7	11.0	9.0	3.4	4.1	17.2	15.9	29.0	9.7	29.0	20.7	8.3	33.1	4.8	6.2		4.8	2.1	8.3	8.3
	重 視 点	9.0	5.5	4.8	1.4	1.4	10.3	8.3	13.1	4.1	14.5	9.0	2.8	6.7	0.7	3.4		2.4	2.1	2.1	7.6
児相 童所(8)	内 容						12.5	37.5		50.0				50.0				4.8	2.1	8.3	25.0
	重 視 点						12.5	37.5		25.0				12.5				2.1	2.1	2.1	25.0
家庭 児童(6)	内 容						16.7	16.7	16.7					33.3				16.7		33.3	16.7
	重 視 点						16.7	16.7	16.7					33.3				16.7		33.3	33.3
民生 児童(8)	内 容					12.5	12.5	12.5	37.5			37.5		75.0		12.5		12.5			25.0
	重 視 点					12.5	12.5	12.5	25.0			12.5		12.5		12.5		12.5			25.0
社協 福祉(8)	内 容							11.1	33.3	22.2	11.1	22.2		33.3		11.1		22.2		33.3	16.7
	重 視 点							11.1	33.3	22.2	11.1	22.2		33.3		11.1		22.2		33.3	33.3
小学 校(40)	内 容	25.0	27.5	25.0	7.5		12.5	27.5	22.5	12.5	25.0	30.0	12.5	32.5		7.5					10.0
	重 視 点	25.0	17.5	15.0	5.0		2.5	12.5	12.5	2.5	7.5	15.0	2.5	7.5		5.0					10.0
小P 学T 校A(25)	内 容			8.0		8.0	8.0	8.0	28.0	8.0	76.0	4.0	16.0	32.0	8.0						16.0
	重 視 点			8.0		4.0	8.0	8.0	12.0	4.0	48.0	7.5	4.0	8.0	8.0						20.0
中 学 校(19)	内 容	36.8	21.1	5.3	10.5	5.3	47.4	26.3	21.1	15.8	26.3	21.1	10.5	26.3						5.3	5.3
	重 視 点	15.8	5.3	5.3			31.6	15.8	5.3	5.3	15.8	10.5	5.3	5.3						5.3	10.5
中P 学T 校A(11)	内 容		9.1					36.4	18.2	63.6	18.2	9.1	36.4						9.1	9.1	9.1
	重 視 点		9.1					18.2	18.2	27.3	18.2	9.1	18.2						9.1	9.1	36.4
教相 談 育室(7)	内 容						42.9	14.3	14.3	14.3		42.9		14.3	14.3						28.6
	重 視 点						14.3	14.3	14.3		14.3		14.3		14.3						28.6
警 察署(1)	内 容						100.0		100.0			100.0									
	重 視 点						100.0		100.0			100.0									
青 相 少 年 室(5)	内 容						40.0		40.0			40.0	20.0	20.0	40.0	40.0					20.0
	重 視 点						40.0		20.0			40.0	20.0	20.0	20.0	20.0					20.0
市 役 町 村 所(6)	内 容					16.7	33.3	50.0			16.7		33.3	33.3	16.7			33.3			
	重 視 点					16.7	16.7	16.7			16.7		16.7	16.7				33.3			33.3
全 童 相 談 所(88)	内 容			1.1		9.1	35.2	12.5	46.6	2.3	3.4		2.3	62.5	1.1	1.1	2.3		2.3	13.6	4.5
	重 視 点			1.1		4.5	29.5	5.7	11.4				2.3	30.7		1.1			2.3	13.6	11.4
全 体(278)	内 容	11.2	9.4	9.4	2.9	7.9	21.9	16.5	32.0	12.9	21.6	14.0	9.0	37.4	4.3	3.6	0.7	2.9	2.2	8.3	6.1
	重 視 点	7.2	5.4	4.3	1.1	3.2	15.5	7.9	10.4	4.0	10.1	7.6	2.9	12.9	0.7	2.2	0.4	1.4	2.2	7.9	12.6

表5 非行予防活動に対する妨害要因と改善の可能性(問I-6)

妨害要因	機 関 神奈川県(144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小 学 校 (40)	小 学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)		改善の可能性の有無(全体)	
															有	無	有	無
1) 他の対策に重点が置かれている。	13.8	37.5	16.7	12.5	33.3	5.0	32.0		9.1	14.3				13.6	12.2	12.6	6.5	
2) 考えがまちがっている	11.7		16.7	25.0		22.5	8.0		9.1			20.0	16.7	3.4	9.0	11.9	5.4	
3) 具体的な方策が確立していない	44.1	25.0	83.3	25.0	33.3	42.5	62.0	36.8	36.4	28.6		60.0	100.0	38.6	41.7	28.8	8.6	
4) 時間的な余裕がない	34.5	87.5			33.3	42.5	20.0	52.6	27.3	42.9		20.0	16.7	50.0	38.1	14.7	19.8	
5) 予算が不十分	11.7	12.5	16.7	25.0	11.1	2.5	12.0	5.3	9.1	14.3	100.0	60.0	16.7	29.5	16.2	9.0	15.1	
6) 構成員の数が不十分	15.9	62.5	33.3		22.2	10.0	16.0	10.5		14.3		60.0		55.7	28.1	10.1	18.0	
7) 構成員の経験・知識が不十分	30.3		50.0	25.0	22.2	27.5	38.0	52.6	45.5				33.3	15.9	27.3	23.3	4.0	
8) 構成員の権限に限界がある	35.9	50.0	33.3	50.0	22.2	35.0	40.0	36.8	27.3	14.3		60.0	33.3	26.1	32.4	6.8	21.2	
9) 構成員の高齢化	1.4			12.5									16.7	1.1	1.8	8.6	2.5	
10) 他機関との連携がスムーズでない	11.0		16.7	25.0	11.1	10.0	8.0	10.5	18.2		100.0		16.7	17.0	14.4	19.9	1.4	
11) 住民の理解・協力を得るのが困難	40.7	25.0	16.7	50.0	44.4	50.0	44.0	47.4	27.3	14.3	100.0		50.0	26.1	35.3	25.9	6.8	
12) 親の育て方・価値観に問題がある	8.3			25.0		12.5		10.5		28.6		20.0		3.4	7.9			
13) マスコットの悪影響	2.8					11.1	2.5		18.2					5.7	4.3			

石井他：年少非行に関する研究(第4報)

表6 改善の必要性(問I-7)

改善方策	機関	神奈川県全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室(6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会(8)	小学校 (40)	小学校 P T A(25)	中学校 (19)	中学校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警察署 (1)	青少年相談 室(5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) 具体的な方策の確立		43.4	12.5	66.7	25.0	25.0	57.5	56.0	26.3	36.4	14.3		40.0	83.3	31.8	39.2
2) 機関の権限の強化		10.3			25.0	12.5	10.1		15.8	27.3	14.3		20.0		11.4	12.2
3) 相談窓口の充実		22.8	50.0	33.3	12.5	50.0	25.0	32.0	10.5	9.1			16.7		26.1	25.5
4) 予算の増額		11.0	25.0	16.7	12.5	25.0	5.0	8.0		18.2	28.6		40.0		28.4	14.7
5) 構成員の増員		15.9	75.0	50.0		12.5	2.5	12.0	15.8		42.6	100.0	40.0		54.5	24.8
6) 構成員の研修の強化		29.7	12.5		37.5	37.5	27.5	32.0	31.6	36.4	28.6		40.0	50.0	20.5	27.0
7) 構成員の構成の再検討		7.6	12.5			25.0	5.0	8.0	15.8	9.1					11.4	8.3
8) 構成員間の意志統一、 協力体制の確立		32.4	12.5	33.3	25.0	12.5	45.0	28.0	63.2	9.1			40.0	16.7	8.0	26.6
9) 他機関との連携の強化		29.0	50.0	83.3	50.0	12.5	25.0	40.0		27.3		100.0		66.7	43.2	30.9
10) 健全育成のための施設 や設備の充実		19.3	37.5		12.5	12.5	15.0	24.0	31.6	18.2		100.0	40.0	16.7	19.3	20.5
11) 地域住民に対する広報 活動の充実		49.7	12.5	16.7	62.5	50.0	47.5	60.0	68.4	54.5	42.9		20.0	50.0	30.7	41.7
12) 親の理解や意識を高め る		4.8			12.5		7.5		5.3	9.1	14.3				1.1	4.3
13) 地域の教育力を高める		2.8				12.5				9.1	28.6				3.4	3.6

表7 連携機関の有無(問II-1)

項目	機関	神奈川県全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室(6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会(8)	小学校 (40)	小学校 P T A(25)	中学校 (19)	中学校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警察署 (1)	青少年相談 室(5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
あ	る	86.8	87.5	100.0	100.0	75.0	97.5	75.0	89.5	81.8	71.4	100.0	80.0	83.3	94.3	89.5
な	い	12.5	12.5			25.0	2.5	25.0	10.5	9.1	28.6		20.0	16.7	4.6	9.8
	NA	0.7								9.1					1.1	0.7
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

石井他：年少非行に関する研究（第4報）

表8 連携の相手機関（問Ⅱ-2-1）

相手機関	機関	神奈川県 庁全体 (125)	児童相談所 (7)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員会(8)	社会福祉協 議会 (6)	小学 (8)	小学校 PTA(18)	中学校 (17)	中学校 PTA (9)	教育相談室 (5)	警察署 (1)	青少年相談 室 (4)	市町村役所 (5)	全国の児童 相談所(82)	全 体 (247)
警察署	署	58.4	42.9		25.0	50.0	75.0	35.0	61.1	45.5	80.0		100.0	80.0	55.9	60.3
小学	校	43.2	28.6	33.3	25.0		45.0	55.0	63.6	9.1	80.0	100.0	75.0	60.0	46.3	43.7
中学校	校	52.0	71.4	33.3	50.0	16.6	57.5	50.0	63.6	18.2	80.0	100.0	75.0	60.0	63.4	57.9
教育委員会	会	14.4			12.5		17.5	10.0	11.1				50.0	80.0	34.1	24.3
教育相談室	室	3.2					5.0				25.0		25.0		8.5	6.1
PTA校外指導委員会	会	34.4			37.5	16.6	45.0	30.0	32.3	27.3	50.0		25.0	60.0	6.1	30.0
児童相談所	所	16.8		100.0	50.0	16.6	5.0		16.6		50.0	100.0	50.0		9.8	14.2
少年センター	一	8.0	14.3		12.5			5.0	16.6	9.1	25.0	100.0		20.0	4.5	20.2
家庭児童相談室 (福祉事務所)	室	8.0	14.3	16.7	37.5	16.6					25.0		25.0	40.0	5.4	22.3
民生委員児童委員協議会	会	8.8	28.6		37.5	33.3			5.5	18.2	25.0			60.0	24.4	12.6
児童相談司	司	10.4			25.0	50.0				9.1		100.0	25.0	80.0	1.2	7.3
青少年委員会 (青少年相談協議会)	会	11.2			50.0	16.6		35.0	5.5	9.1	25.0			20.0	4.9	10.9
地域自治会	会	22.4				16.6	22.5	20.0	16.6	45.5				40.0		16.8
青少年相談室	室	8.0	57.1	33.3			2.5	5.0	5.5		25.0				15.9	7.7
家庭裁判所	所	4.0	28.6	16.7								100.0		20.0	67.1	23.9
少年鑑別所	所	0.3	14.3												12.2	4.0
保護観察所	所	3.2	14.3		12.5									40.0	11.0	4.9
行政機関 (市町村役所)	機関	6.4	14.3	16.7	12.5	16.6	2.5	5.0			25.0		25.0		15.9	8.1
教育委員会	院	1.6	28.6												45.1	15.0
その他	他	23.2	28.6			33.3	7.5	25.0	22.2	27.3	40.0	100.0	75.0	80.0	17.1	17.0
	NA	4.0					2.5	5.0	5.5	9.1			25.0	20.0	2.4	3.6

表9 連携組織 (問Ⅱ-2-2)

連携組織	機関	神奈川全体 (125)	児童相談所 (7)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (6)	小学 校 (39)	小学 校 P T A(18)	中 学 校 (17)	中 学 校 P T A (9)	教育相談室 (5)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (4)	市町村役所 (5)	全国の児童 相談所(82)	全 体 (247)
学校警察連絡協議会		39.4					69.2	16.6	58.8	11.1	40.0	100.0	100.0	20.0	13.4	27.5
生活指導主任連絡協議会		16.8	28.6	16.7			25.6		35.3				50.0		23.2	26.3
青少年問題協議会		6.4	28.6		12.5	16.7			5.9				50.0	20.0	8.5	8.9
青少年健全育成部会		8.0					10.3	16.6	5.9				25.0	20.0	3.7	6.1
非行防止対策協議会		2.4	14.3		12.5		2.6								8.5	4.5
家裁・児相・教護院連絡協議会															7.3	2.4
少年保護機関関係業務連絡協議会		1.6	14.3											20.0	8.5	3.2
児童相談機関連絡協議会															2.4	0.8
児相と家庭児童相談室の連絡会		4.8	14.3	66.7	12.5										25.6	10.5
青少年行政地方連絡会議		2.4		16.7							20.0			20.0	8.5	4.0
児相・家裁・学校連絡会議		0.8						5.9							4.9	2.0
警察・家裁・児相連絡会議		0.8										100.0			2.4	1.2
補導連絡会議(委員会)		20.8	14.3		12.5		41.0	16.6		11.1	40.0		50.0		7.3	12.6
家裁・警察・中学校・補導センター・児相の連絡協議会															22.0	7.3
社会福祉機関との連絡協議会		4.8	14.3	16.7	25.0	33.3									11.0	5.7
警察・児童相談所連絡会		0.8	14.3												15.9	5.3
家裁・児相の連絡協議会															13.4	4.5
教護院・児相の連絡協議会															20.7	6.9
地区連絡協議会		16.8			12.5	16.7	15.4	33.3	17.6	11.1	40.0			20.0	1.2	8.9
その他		24.8	42.9	16.7	25.0	50.0	5.1	38.9	29.4	55.6	20.0			40.0	32.9	22.7
NA		11.2		16.7	25.0		10.3	5.6	17.6	22.2	20.0				2.4	10.9

表10 連携の活動内容 (問Ⅱ-2-3)

活動内容	機関	神奈川全体 (125)	児童相談所 (7)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (6)	小学 校 (39)	小学 校 P T A(18)	中 学 校 (17)	中 学 校 P T A (9)	教育相談室 (5)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (4)	市町村役所 (5)	全国の児童 相談所(82)	全 体 (247)
情報交換および連絡会		80.0	85.7	83.3	75.0	66.7	82.1	83.3	64.7	66.7	100.0	100.0	100.0	100.0	93.9	85.4
問題事例の相談		19.2	57.1	33.3	50.0		10.3		35.3			100.0	50.0	20.0	70.7	34.4
諸行事の実施		2.4					7.7									4.0
地域内の巡回指導		35.2			12.5	16.7	38.5	44.4	41.2	55.6	40.0	100.0	75.0	20.0	9.8	24.7
各種の非行対策実践運動		4.8					10.3	5.6	5.9						3.7	6.1
講演・座談会等の啓蒙活動		8.0			25.0	16.7	5.1	22.2		11.1					12.2	10.5
専門家による非行問題研究		11.2	14.3	33.3	12.5	16.7	15.4				20.0	100.0	25.0		13.4	9.7
健全育成のための地域リー ダー育成															1.2	0.8
業務研修会		6.4		16.7		16.7	2.6	5.6	5.9	11.1	20.0		25.0		14.6	8.1
そ の 他		0.8				16.7									1.2	0.8
NA		11.2	14.3				10.3	11.1	23.5	22.2					3.7	8.5

右井他：年少非行に関する研究（第4報）

表11 連携活動の成果 (問Ⅱ-3)

項 目	機関	神奈川全体 (125)	児童相談所 (7)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (6)	小学 校 (39)	小学 校 P T A(18)	中 学 校 (17)	中 学 校 P T A (9)	教育相談室 (5)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (4)	市町村役所 (5)	全国の児童 相談所(82)	全 体 (247)
1) 成果があがった		33.3	57.1	33.3	37.5	33.3	23.1	9.5	52.9	50.0		100.0	75.0	60.0	29.0	31.6
2) まざまずの成果		53.5	42.9	50.0	50.0	50.0	69.2	61.9	29.4	40.0	80.0		25.0	40.0	58.0	54.5
3) まざまずの成果だが負 担が大きい		3.1					2.6	14.3							2.4	2.8
4) 成果は多くない		6.2		16.7	12.5		5.1	9.5	11.8						8.2	7.9
5) 成果は少ない		1.6				16.7			5.9						1.2	1.2
NA		2.3						4.8		10.0	20.0				1.2	2.0
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表12 連携活動で良かった点 (問Ⅱ-4-1)

機 関	神奈川全体 (125)	児童相談所 (7)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (6)	小 学 校 (39)	小 学 校 P T A(18)	中 学 校 (17)	中 学 校 P T A (9)	教育相談室 (5)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (4)	市町村役所 (5)	全県の児童 相談所(82)	全 体 (247)
他機関との連携が密になり 良かった	26.9	12.5	50.0	25.0	11.1		32.0	31.6	36.4	28.6	100.0	60.0	16.7	29.5	25.5
非行の発生を未然に防止で き指導に役立った	11.7	12.5	16.7				12.0	26.3	9.1	14.3		20.0		31.8	18.7
地域での子ども非行の実 態がつかめた	20.0						28.0	10.5	9.1	14.3		40.0		11.4	21.6
具体的な非行事例の紹介が よく、専門的知識が得られた	6.9	12.5	16.7											4.5	6.5
家庭の協力が得られるよう になった	5.5					11.1	4.0	10.5	9.1	14.3				2.3	4.3
他の関連機関の職務等の理 解・相互利用ができた	8.3	25.0		37.5			4.0	10.5					33.3	48.9	19.8
早期発見・早期指導ができた	2.8	12.5						5.3						2.3	1.8
問題点の共通理解ができた	4.1			12.5				10.5		14.3				1.1	2.5
異なった視点からとりくめ 自分にとって勉強になった	3.4		16.7	12.5		11.1	4.0	5.3							1.8
非行防止に対する意識が高 まった	2.8			12.5		11.1									1.8
そ の 他	1.4		33.3			2.5								1.1	1.1
NA	22.1	25.0		25.0		20.0	16.0	21.1	36.4	14.3			50.0	10.2	10.2

表13 連携活動で改善が望まれる点

改善が望まれる点	機関	神奈川全体 (125)	児童相談所 (7)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (6)	小学 校 (39)	小学 校 PTA(18)	中学 校 (17)	中学 校 PTA (9)	教育相談室 (5)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (4)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(82)	全 体 (247)
連絡会の回数を多くする		6.2		16.7			5.0	4.0	10.5				40.0	16.7	6.8	7.6
新たな機関との連携協力		6.9	12.5	16.7	12.5	11.1	5.0				14.3		20.0	33.3	2.3	4.7
連携協力の方針の確立とその 具体策の実践		11.7			12.5		10.0	20.0	21.1	18.2				16.7	13.6	12.2
連絡会の参加者、運営法の 改善		4.8						20.0	5.3	9.1					2.3	5.4
家庭教育の充実		1.4			12.5				5.3							1.4
スタッフの増員		2.1			12.5		2.5						20.0		3.4	2.9
予算の裏づけ		1.4			12.5		2.5									1.4
形式ではなく、本音の言え る場		4.1					5.0	4.0	15.8						13.6	6.8
組織として一貫した計画を たてそれを実施する		3.4			12.5		5.0	4.0	5.3						1.1	2.2
公に対する機関のPR並び に機関間の相互理解が必要		1.4		16.7			2.5								5.7	2.5
連絡会を実践的な連携に結 びつける		2.8				11.1	5.0		5.3						3.4	2.5
その他		3.4				22.2	2.5	4.0		9.1					3.4	2.9
NA		42.1	50.0	33.3	37.5	33.3	55.0	28.0	36.8	45.5	57.1	100.0	20.0	33.3	35.2	39.9

石井他：年少非行に関する研究（第4報）

表14 他機関への働きかけと他機関からの働きかけの有無（問Ⅱ-5）

機関	神奈川全体 (17)	児童相談所 (1)	家庭児童相 談室 (0)	民生児童委 員協議会(0)	社会福祉協 議会 (2)	小学 校 (1)	小学 校 PTA (6)	中学 校 (2)	中学 校 PTA (2)	教育相談室 (2)	警 察 署 (0)	青少年相談 室 (0)	市町村役所 (1)	全国の児童 相談所 (4)	全 体 (27)
他機関への働きかけ あり	14.3						40.0	50.0	50.0						11.4
他機関への働きかけ なし	66.7	100.0					60.0	50.0		66.7		100.0	100.0	60.0	60.0
NA	19.0				100.0	100.0			50.0	33.4				40.0	28.6
他機関からの働きかけあり															6.1
他機関からの働きかけなし	68.4	100.0			100.0	50.0	66.7	50.0	50.0	66.7		100.0	100.0	80.0	63.6
NA	31.6					50.0	33.3	50.0	50.0	33.3				20.0	30.3

表15 過去の連携機関(問Ⅱ-6-1)

機関 相手機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学 校 (40)	小学 校 P T A(25)	中学 校 (19)	中学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
警 察 署	2.1						4.0						33.3	1.1	2.2
小 学 校	2.1					2.5							33.3	1.1	1.8
中 学 校	2.1					2.5							33.3	2.3	2.2
教 育 委 員 会	1.4												33.3		1.1
P T A 校 外 補 導 委 員	0.7							5.3							0.4
児 童 相 談 所	0.7							5.3						1.1	1.4
保 護 司	1.4				12.5			5.3							1.1
青 少 年 相 談 室	2.1					2.5	4.0	5.3							1.1
家 庭 裁 判 所	0.7							5.3							0.4
そ の 他	0.7													2.3	1.1

表16 過去の連携活動(問Ⅱ-6-2)

機 関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学 校 (40)	小学 校 P T A(25)	中学 校 (19)	中学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
情報交換及び連 絡会	0.7							5.3						2.3	1.1
問題事例の相談	2.1					2.5	4.0	5.3						5.7	4.3
地域内の巡回指 導	0.7							5.3						1.1	0.7
各種の非行対策 実践活動	2.1						4.0						33.3		1.1
家庭教育の指導	0.7				12.5										0.4

表17 他の機関と連携協力することに賛成か反対か(問Ⅱ-7-1)

項目	機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学校 (40)	小学校 PTA(25)	中学校 (19)	中学校 PTA(11)	教育相談室 (7)	警察署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
賛成		88.2	100.0	83.5	100.0	87.5	90.0	79.2	89.5	90.9	71.4	100.0	80.0	100.0	90.9	85.9
やや賛成		4.2		16.7			7.5		5.3	9.1					4.5	7.2
どちらでもない		5.6				12.5		20.8	5.3		14.3				4.5	5.4
やや反対		1.4					2.5						20.0			0.7
反対		0.7									14.3					0.4
NA																0.4

表18 他の機関と連携協力することに積極的か消極的か(問Ⅱ-7-2)

項目	機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学校 (40)	小学校 PTA(25)	中学校 (19)	中学校 PTA(11)	教育相談室 (7)	警察署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
積極的		54.2	37.5	16.7	62.5	75.0	42.5	37.5	84.2	72.7	57.1	100.0	80.0	50.0	63.6	57.4
やや積極的		25.0	50.0	16.7	25.0	12.5	32.5	29.2	10.5	27.3				50.0	21.6	23.8
どちらでもない		16.0	12.5	50.0	12.5	12.5	20.0	25.0	5.3		28.6				11.4	13.4
やや消極的		2.8		16.7			2.5	8.3								2.5
消極的		0.7											20.0		2.3	1.4
NA		1.4					2.5				14.3				1.1	1.4

表19 他の機関と連携協力するときにとっている役割(問Ⅱ-7-3)

項目	機関	神奈川全体 (126)	児童相談所 (7)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (6)	小学校 (39)	小学校 PTA(18)	中学校 (17)	中学校 PTA (9)	教育相談室 (5)	警察署 (1)	青少年相談 室 (4)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(32)	全 体 (247)
主導的		15.1	25.0		25.0	33.3	8.1	10.0	12.5	20.0	40.0		25.0	20.0	27.9	18.7
やや主導的		26.2	25.0	16.7	50.0	33.3	16.2	20.0	43.8	20.0	20.0		50.0	40.0	38.4	32.7
どちらでもない		34.1	25.0	33.3		16.7	54.1	35.0	37.5	30.0	20.0		25.0		23.1	31.0
やや従属的		11.9	12.5	33.3			16.2	20.0		10.0				20.0	4.7	8.8
従属的		4.0		16.7			5.4	5.0		10.0					1.2	2.8
NA		8.7	12.5		25.0	16.7		10.0	6.2	10.0	20.0	100.0		20.0	4.7	6.0

石井他：年少非行に関する研究(第4報)

表20 連携協力して活動するとき各機関はお互いに協調的か牽制的か(問Ⅱ-7-4)

項目 \ 機関	神奈川全体 (125)	児童相談所 (7)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(6)	社会福祉協 議会 (6)	小学 校 (39)	小学 校 P T A(18)	中 学 校 (17)	中 学 校 P T A (9)	教育相談室 (5)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (4)	市町村役所 (5)	全国の児童 相談所(82)	全 体 (247)
協 調 的	56.7	12.5	50.0	75.0	50.0	59.5	65.0	52.9	90.0	40.0		50.0	40.0	45.3	53.2
やや協調的	26.8	62.5	33.3		33.3	27.0	20.0	35.3		40.0		25.0	40.0	41.9	33.7
どちらでもない	5.5	12.5				8.1	5.0	5.9				25.0		4.7	4.8
やや牽制的	1.6		16.7			2.7								3.5	2.0
牽 制 的	1.6					2.7	5.0								1.0
NA	7.8	12.5		25.0	16.7		5.0	5.9	10.0	20.0	100.0		20.0	4.6	5.3

表21 他の機関と連携協力することによって成果があがるか(問Ⅱ-7-5)

項目 \ 機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(6)	社会福祉協 議会 (8)	小学 校 (40)	小学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
成果があがる	67.6	62.5	66.7	75.0	62.5	62.5	52.0	78.9	81.8	85.7		80.0	83.3	70.5	69.4
やや成果があがる	24.1	37.5	33.3	12.5	25.0	30.0	36.0	15.8	18.2				16.7	23.9	23.4
どちらでもない	2.1				12.5	2.5	4.0							1.1	1.8
あまり成果があ がらない	3.4			12.5		2.5	8.0							4.5	3.6
成果がわからない												20.0			0.4
NA	2.8					2.5		5.3		14.3	100.0				1.4

表22 連携協力体制をつくる場合希望する構成機関数(問Ⅱ-7-6)

機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学 校 (40)	小学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
4つ以上の機関	46.2	60.0	33.3	50.0	62.5	37.5	52.0	57.9	45.5	42.9			66.7	54.5	48.2
3つまでの機関	25.5	37.5	33.3	12.5	25.0	32.5	32.0	15.8	18.2			40.0	16.7	25.0	27.0
特定の機関	17.9	12.5	33.3	37.5		20.0	8.0	10.5	27.3	42.9		20.0	16.7	15.9	17.3
NA	10.3				12.5	10.0	8.0	15.8	9.1	14.3	100.0	40.0		4.5	7.6

表23 新たな連携を望むか（問Ⅱ-8）

機関	神奈川県 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室(6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 会(8)	小学 校(40)	小学 校PTA(25)	中 学 校(19)	中 学 校 PTA(11)	教育相談室 (7)	警察 署(1)	青少年相談 室(5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 全 (278)
はい	62.1	87.5	66.7	62.5	100.0	42.5	60.0	73.7	45.5	71.4	100.0	60.0	83.3	71.6	64.4
いいえ	36.6	12.5	33.3	37.5		57.5	36.0	26.3	45.5	28.6		40.0	16.7	28.6	34.5
NA	1.4					4.0			9.1						1.1

表24 新たな連携の相手機関の有無（問Ⅱ-9）

機関	神奈川県 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室(6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 会(8)	小学 校(40)	小学 校PTA(25)	中 学 校(19)	中 学 校 PTA(11)	教育相談室 (7)	警察 署(1)	青少年相談 室(5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 全 (278)
ある	31.7	50.0	50.0	37.5	37.5	20.0	28.0	36.8	18.2	42.9		40.0	50.0	46.6	36.0
ない	60.7	50.0	50.0	62.5	50.0	70.0	60.0	57.9	63.6	57.1	100.0	60.0	50.0	51.1	58.3
NA	7.6				12.5	10.0	12.0	5.3	18.2					2.3	5.8

表25 希望する相手機関（問Ⅱ-10-1）

機 関 相手機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小 学 校 (40)	小 学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
警 察 署	5.3	25.0				8.3	10.0							18.2	9.5
小 学 校	12.3	25.0	33.3	33.3		8.3		25.0	25.0					22.7	14.7
中 学 校	8.8	50.0	33.3	33.3	25.0									36.4	17.2
教育委員会	5.3				25.0	8.3							33.3	2.3	4.3
教育相談室														2.3	1.7
P T A校外指導 委員	5.3	25.0			25.0	8.3								2.3	4.3
児童相談所	7.0			33.3		25.0									5.2
少年センター	5.3					8.3	10.0							2.3	2.6
家庭児童相談室 (福祉事務所)															0.8
民生児童委員 協議会	1.8		33.3											11.4	5.2
保 護 司	5.3			33.3	25.0			12.5							2.6
青少年委員会 (青少年対策協議会)	10.5	25.0					20.0	25.0	25.0					2.3	6.0
地域自治会	8.8						10.0	12.5		33.3			66.6	4.5	9.5
青少年相談室	1.8									66.7				4.5	3.4
家庭裁判所	3.5		33.3									100.0			6.0
少年鑑別所	5.3						10.0					50.0		9.0	1.7
保護観察所	3.5							12.5				50.0			1.7
行政機関 (市町村役所)	3.5											50.0		2.3	0.8
教 護 院	1.8														0.8
そ の 他	10.5			33.3		16.6	30.0							18.2	13.8
NA	24.6					41.7		37.5	50.0					11.4	19.8

表26 希望する活動内容（問Ⅱ-10-2）

項目	機関	神奈川県 全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学 校 (40)	小学 校 PTA(25)	中学 校 (19)	中学 校 PTA(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
情報交換及び連絡会		35.1	50.0	100.0	33.3	25.0	16.6	30.0	12.5	50.0	66.7			100.0	52.4	38.6
問題事例の相談		12.3	50.0	33.3				10.0	25.0				50.0		42.9	23.7
格行事の実施		1.8							12.5						2.4	2.4
地域内の巡回指導		8.8				25.0	8.3		12.5	25.0				33.3	4.8	8.8
各種の非行対策実践運動		8.8					8.3	30.0			33.3				2.4	7.9
講演・座談会等の啓蒙活動		8.8			33.3	25.0	16.6	20.0							11.9	9.6
少年保護機関関係業務連絡協議会		5.3	25.0		33.3				12.5						2.4	4.4
専門職による非行問題研究		7.0	25.0				8.3				33.3		50.0		9.5	7.0
地域の児童青少年の指導		3.5	25.0					10.0							4.8	2.4
業務研修会		3.5					16.6									1.8
その他		1.8				25.0										0.9
NA		26.3			33.3	25.0	41.7	20.0	50.0	50.0					14.3	21.1

表27 新たな連携に対する準備（問Ⅱ-10-3）

項目	機関	神奈川県 全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学 校 (40)	小学 校 PTA(25)	中学 校 (19)	中学 校 PTA(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
準備をしている		43.9	75.0		50.0	50.0	16.7	37.5	100.0		33.3		50.0	33.3	56.4	52.7
準備をしていない		56.1	25.0	100.0	50.0	50.0	83.3	62.5		100.0	66.7		50.0	66.7	43.6	47.3

石井他：年少非行に関する研究（第4報）

表28 新たな連携を望まない理由 (問Ⅱ-11)

項目	機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(6)	社会福祉協 議会 (8)	小学校 (40)	小学校 PTA(25)	中学校 (19)	中学校 PTA(11)	教育相談室 (7)	警察署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
現在の協力体制でうまくや っていただける		49.1	100.0		66.7		52.2	22.2	66.6	60.0	50.0			100.0	30.8	37.6
これ以上の協力体制は負担 が大きい		22.6					26.1	22.2	16.6	60.0					38.5	31.7
現体制の整備は望むが新た には望まない		20.8		100.0			26.1	22.2	16.6	20.0					26.9	26.7
連携協力のメリットが疑問		5.7					4.3	11.1					100.0		11.5	9.9
適当な相手機関がみつから ない		5.7					4.3	11.1					100.0		7.7	5.0
適切な連携活動の内容が判 断しがたい		5.7						22.2					100.0		11.5	8.9
独自に活動した方が動きや すい																
その他		5.7			33.3		4.3				50.0					6.9

表29 改善すべき問題点 (問Ⅱ-12)

項目	機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(6)	社会福祉協 議会 (8)	小学校 (40)	小学校 PTA(25)	中学校 (19)	中学校 PTA(11)	教育相談室 (7)	警察署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
人手が足りない		17.2	50.0	16.7		12.5	10.0	4.0	26.3	45.5	28.6		20.0	16.7	59.8	32.9
他の業務が優先される		15.9	62.5	50.0	12.5	12.5	10.0	8.0	10.5	18.2			40.0	16.7	27.6	18.8
イニシアティブをとる機 会がはっきりしない		11.0	25.0		12.5	25.0	7.5	12.0	15.8					33.3	28.7	17.3
機関内の考え方に くいちがいがある		9.0		16.7			17.5	4.0	10.5			100.0	20.0	16.7	16.1	11.9
複数の機関では動きづ らい		6.9			12.5		5.0	12.0	10.5				20.0	16.7	6.9	8.7
他機関とのスケジュール の調整がむずかしい		22.8	12.5		25.0		27.5	24.0	21.1	36.4		100.0		50.0	23.0	26.0
相手機関に熱意が少 ない		5.5				12.5	5.0	4.0	10.5	9.1		100.0			17.2	10.8
機関間に意見の くいちがいがある		11.0	25.0		12.5		12.5		26.3	9.1		100.0		16.7	16.1	11.6
体制内での方針・対 策の不確立		24.8	37.5	16.7	25.0	12.5	22.5	44.0	21.1	9.1	14.3		20.0	33.3	43.7	30.7
なし		28.3		16.7	37.5	50.0	32.5	32.0	26.3	27.3	42.9		20.0		5.7	20.2
その他の問題点		4.1		16.7				4.0		9.1			20.0	16.7	3.4	4.0
NA		9.7		16.7	25.0	12.5	10.0	4.0	10.0	9.1	14.3		20.0		2.3	7.9

表30 非行化の原因(問Ⅲ-1)

原因	機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室(6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会(8)	小学 校 (40)	小学 校 P.T.A(25)	中学 校 (19)	中学 校 P.T.A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室(5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) 本 人		9.0			12.5	12.5	7.5	4.0	21.1	9.1	14.3			16.7	2.3	5.8
2) 家 庭		66.9	100.0	50.0	75.0	50.0	77.5	72.0	52.6	72.7	42.9	100.0	60.0	33.3	68.2	69.1
3) 学 校		1.4				12.5								16.7	1.1	1.1
4) 社会環境		17.9		50.0	12.5	37.5	12.5	16.0	21.1	9.1	42.9		20.0	16.7	26.1	19.8
5) 2項目以上 選択		2.8				37.5		8.0					20.0	16.7	1.1	2.5
6) NA		2.1					2.5		5.3	9.1					1.1	1.8

表31 本人にみられる非行原因(問Ⅲ-2-1)

原因	機関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室(6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会(8)	小学 校 (40)	小学 校 P.T.A(25)	中学 校 (19)	中学 校 P.T.A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室(5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) 感情のコントロールが つきにくい		48.3	62.5	16.7	12.5	12.5	57.5	48.0	68.4	36.4	42.9	100.0	80.0	33.3	54.5	51.4
2) 欲求不満・反抗の表現		32.4	25.0	50.0	25.0	25.0	32.5	36.0	36.8	27.3	28.6		40.0	33.3	44.3	34.9
3) 性格の弱さ		29.7	37.5	33.3	50.0	37.5	42.5	24.0	5.3	27.3	14.3	100.0	20.0	16.7	36.4	30.6
4) 自己中心的		65.5	37.5	83.3	37.5	62.5	62.5	68.0	73.7	100.0	85.7		40.0	66.7	60.2	64.4
5) 親を信頼していない		11.0	37.5		25.0	25.0		12.0	26.3		14.3				20.5	12.9
6) 金銭にこだわる		2.8					2.5	8.0					20.0		2.3	2.9
7) 他人に対する思いやりの 欠如		49.7	25.0	50.0	50.0	50.0	47.5	56.0	52.6	72.7	57.1		60.0	16.7	30.7	44.6
8) 生命を大切に思わない		9.0		16.7		12.5	10.0	8.0	15.8	9.1				16.7	4.5	6.8
9) 知能が低い		5.5	25.0		12.5		2.5	4.0	10.5					16.7	8.0	6.1
10) 神経症的		1.4					2.5						20.0			0.7
11) 責任感がない		20.7	12.5	16.7	37.5	37.5	22.5	24.0	5.3	18.2	28.6		20.0	16.7	19.3	22.7
12) その他		4.8			12.5	12.5	5.0	4.0			14.3	100.0			3.4	4.3
13) NA		4.8	12.5			12.5	2.5	8.0						16.7	3.4	4.3

石井他：年少非行に関する研究(第4報)

表32 家庭にみられる非行原因（問Ⅲ-2-2）

原因	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学 校 (40)	小学 校 P T A(25)	中学 校 (19)	中学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) 親の理解や愛情の不足	29.0	37.5	33.3		37.5	22.5	24.0	42.1	27.3	42.9	100.0	20.0	50.0	40.9	34.5
2) 対話やふれあいが少ない	35.9	25.0		75.0	50.0	22.5	48.0	42.1	54.5			40.0	50.0	26.1	29.1
3) 過保護・過干渉	49.7	62.5	50.0	25.0	50.0	50.0	56.0	47.4	45.5	57.1		80.0	33.3	36.4	47.5
4) 子どもに期待のかけすぎ	26.2	12.5	66.7	37.5	25.0	22.5	40.0	21.1	27.3			40.0		13.6	22.7
5) 無知・無関心・放任	59.3	37.5	66.7	62.5	37.5	70.0	48.0	73.7	45.5	100.0	100.0	20.0	50.0	62.5	61.5
6) 両親の不和・家庭内の もめごと	41.4	62.5	16.7	50.0	25.0	40.0	40.0	36.8	63.6	71.4		40.0	16.7	59.1	45.7
7) 親が自信を失い、権威 を欠く	26.2	50.0	33.3	12.5		37.5	20.0	26.3	18.2	14.3	100.0	20.0	16.7	34.1	27.7
8) 親の不在	13.1	12.5		12.5	25.0	15.0	16.0	10.5	9.1			20.0	16.7	13.6	13.3
9) 貧しい	0.7			12.5										2.3	1.4
10) 親の病気															
11) その他	2.3			12.5		2.5						20.0		2.3	2.5
12) N A	2.3					2.5								2.3	2.2

表33 学校にみられる非行原因（問Ⅲ-2-3）

項目	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小学 校 (40)	小学 校 P T A(25)	中学 校 (19)	中学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) 先生との対話やふれあ いが少ない	61.4	50.0	66.7	62.5	62.5	60.0	64.0	73.7	63.6	57.1	100.0	20.0	66.7	61.4	61.2
2) 受験偏重	36.6	75.0	66.7	50.0	75.0	25.0	28.0	26.3	27.3	28.6		80.0	33.3	80.7	46.4
3) 授業に魅力がない	37.9	25.0	16.7		37.5	52.5	36.0	31.6	63.6	28.6		60.0	16.7	22.7	35.3
4) 先生に自信や権威がない	37.9	25.0	33.3	62.5	37.5	47.5	36.0	31.6	18.2	57.1	100.0	20.0	16.7	52.3	45.3
5) 生徒同志の信頼の欠如	22.1	12.5	16.7	12.5	37.5	20.0	16.0	31.6	27.3	28.6		20.0	33.3	8.0	16.5
6) 指導・相談機能が充実 してない	20.0	37.5	16.7	12.5	12.5	12.5	28.0	26.3	27.3	28.6		20.0		30.7	22.7
7) 父兄や地域と連携が不 十分	36.6	37.5	33.3	62.5	50.0	30.0	40.0	26.3	36.4	57.1	100.0		50.0	29.5	33.1
8) その他	6.2		16.7		12.5	7.5		15.8				20.0		3.4	5.8
9) N A	8.3	12.5		12.5		5.0	12.0	5.3	9.1			40.0	16.7	3.4	7.2

表34 社会環境にみられる非行原因（問Ⅲ-2-4）

原因	機関	神奈川県全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相談室 (6)	民生児童委員協議会 (8)	社会福祉協議会 (8)	小学校 (40)	小学校 P.T.A.(25)	中学校 (19)	中学校 P.T.A.(11)	教育相談室 (7)	警察署 (1)	青少年相談室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) マスコミの刺激が強すぎる		66.9	50.0	50.0	50.0	62.5	67.5	68.0	68.4	72.7	100.0	100.0	100.0	50.0	60.2	65.8
2) 遊び場が多すぎる		25.5	25.0		37.5	37.5	20.0	44.0	21.1	36.4		100.0	20.1		27.3	27.0
3) 非行を許す社会風潮		74.5	75.0	66.7	75.0	87.5	85.0	72.0	73.7	54.5	100.0	100.0	40.0	50.0	81.8	75.5
4) 健全育成の施設・設備が不十分		20.0	37.5	50.0		25.0	17.5	8.0	26.3	27.3			60.0	16.7	15.9	18.3
5) 広報活動が不十分		4.1					2.5	8.0	5.3	16.2					2.3	3.2
6) 非行防止の運動の不活発		13.8	37.5	16.7	37.5		20.0	8.0	15.8						14.8	14.4
7) 運営意識の欠如		49.0	37.5	83.3	37.5	62.5	50.0	36.0	47.4	27.3	100.0		60.0	66.7	61.4	52.9
8) 相談機関の所在が不明		13.4						4.0	5.3						2.3	1.8
9) 初期非行の相談機関がない		17.2			12.5	25.0	15.0	24.0	26.3	27.3			20.0	16.7	8.0	14.4
10) その他		4.1			12.5		2.5	4.0	5.3	9.1				16.7	5.7	4.3
11) N A		2.1	12.5		12.5	12.5									4.5	3.2

石井他：年少非行に関する研究（第4報）

表35 非行原因の改善策 — 家庭(問Ⅲ-3-1)

対 策	機 関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (6)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小 学 校 (40)	小 学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) 両親が自嫌を持ち、健全且円満な家庭を営むこと		18.6	12.5	33.3	25.0		20.0	20.0	26.3		28.6		40.0		22.7	20.5
2) 親の責任において子供を教養(養)する		16.6		16.7	25.0		20.0	16.0	21.1	9.1	42.9	100.0			11.4	17.6
3) 親子の触れ合いや対話の時間を多く持ち、わが子を正しく把握する		19.3	12.5		25.0	37.5	22.5	4.0	21.1	36.4		100.0		50.0	8.0	15.5
4) 父親が子供の教育(養)に参加し、父母が一貫した教育をする		6.9	25.0				5.0	8.0	10.5		28.6				12.5	7.9
5) 子供に良い生活習慣を徹底させること		7.6			12.5		12.5	4.0	10.5		14.3		20.0		1.1	6.5
6) 母親教育、家庭教育等成人教育の場によく参加する		13.2	12.5	33.3	12.5		20.0	20.0	5.3				20.0		23.9	15.5
7) 親のエゴイズムによる子供への過度の期待、子供への偏った愛情、放任等は止めて子供を受入れてあげる		5.5				12.5	10.0	4.0	5.3				20.0		3.4	6.1
8) がまんさせることを日常生活で懸けていく		3.4			12.5	12.5	5.0	4.0							3.4	3.6
9) 思いやりの心を育てる		2.8				12.5	2.5	4.0						16.7		2.2
10) 善悪をはっきり懸ける(幼児期から)		6.9	12.5				7.5	12.0		18.2	14.3				4.5	5.8
11) 家族の一員としての自覚を仕事を分担する等で教えていく		4.1			25.0			8.0	5.3	9.1					2.3	4.0
12) 親は社会との連帯感を持って育児をする		2.1					7.5								1.1	2.5
13) 子供を理解してその子に合った将来の道を選んでやる		2.8					5.0		5.3					16.7	3.4	2.5
14) 初期非行のうちに解決をはかる		2.8			12.5		5.0	4.0							3.4	2.5
15) 崩壊家庭をバックアップする地域機能を育成する(相談・援助)															5.7	1.8
16) 幼児期からの親の重要性を(再)認識する		6.2	12.5					16.0	5.3	9.1	28.6				5.7	4.7
17) 両親が正しい行動や考え方を示す		5.5			12.5	25.0		4.0	5.3	9.1		100.0	20.0		4.5	4.3
18) 母親は家庭に在るべきである。		4.8						16.0		18.2	14.3				1.1	2.9
19) そ の 他		16.6		16.7	37.5	12.5	10.0	24.0	15.8	9.1	14.3		40.0	33.4	21.6	16.5
20) N A		16.6	25.0	16.7		37.5	10.0	12.0	36.8	18.2			20.0	16.7	10.2	14.4

表36 非行原因の改善策（家庭）（問Ⅲ-3-1）

対 策	機 関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小 学 校 (40)	小 学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) 家庭のあり方とか親の生活態度		86.2	62.5	50.0	87.5	75.0	82.5	88.0	100.2	81.9	143.0	300.0	80.0	66.7	72.7	82.0
2) 子供に対する具体的な教育方針		24.8	12.5		50.0	25.0	27.5	32.0	15.8	27.3	28.6		20.0	16.7	11.3	22.1
3) 社会とのつながり		15.3	12.5	33.3	12.5		27.5	20.0	5.3				20.0		25.0	18.0
4) 非行の予防について		2.8			12.5		5.0	4.0							9.1	4.3
5) そ の 他		16.6		16.7	37.5	12.5	10.0	24.0	15.8	9.1	14.3		40.0	33.4	21.6	16.5
6) N A		16.6	25.0	16.7		37.5	10.0	12.0	36.8	18.2			20.0	16.7	10.2	14.4

表37 非行原因の改善策（学校）（問Ⅲ-3-2）

対策の方向	機 関	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小 学 校 (40)	小 学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) 教科教育のあり方		13.8	12.5	50.0			20.0	12.0		18.2	14.3		20.0	16.7	36.3	23.0
2) 生活指導等生徒に対する姿勢		43.4	50.0	16.7	62.5	62.5	47.5	24.0	36.9	54.6	57.2		20.0	83.4	53.3	45.4
3) 初期非行の対応		2.8					10.0								2.3	4.3
4) 非行防止に対する積極的な姿勢		15.9	12.5		25.0		25.0	20.0	21.1	9.1					12.5	14.0
5) 行政との対応		20.0	37.5	16.7	25.0	12.5	27.5	12.0	10.6	9.1			40.0	16.7	29.5	24.1
6) 父母や社会との連携		-9.6	25.0	33.4	12.5		15.0		5.3		28.6		20.0	16.7	15.9	9.8
7) そ の 他		20.1			25.0	25.0	17.5	24.0	26.3	18.2	57.2	100.0			17.0	17.3
8) N A		19.3	25.0	16.7		37.5	7.5	32.0	31.6	18.2	14.3		20.0	16.7	9.1	15.1

表38 非行原因の改善策 — 学校 (問Ⅲ-3-2)

対 策	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小 学 校 (40)	小 学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) ひとりひとりの子供の能力に応じた指導をし、特に落ちこぼれをなくすように心がけること	9.7	12.5	33.3			15.0	8.0			14.3		20.0	16.7	29.5	18.7
2) 学校内の一致した指導体制(協力体制)特に初級非行に対する指導の徹底	13.1	12.5		12.5		25.0	16.0	15.8						12.5	12.6
3) 教師と子供及び子供同志の信頼関係を深めひとりひとりの子供の理解に努める	17.2			12.5	25.0	17.5	12.0	21.1	36.4	28.6		20.0	16.7	15.9	17.3
4) 親しみやすい魅力ある学校(授業、先生)であること	8.3	12.5				17.5		10.5	9.1	14.3				4.5	7.6
5) 生活指導や道徳教育等人間形成に重点をおくこと	11.0	37.5	16.7	25.0	12.5	10.0	4.0	5.3					50.0	17.0	11.9
6) 教師はその使命感を持って指導力を高める努力をする(研修等に参加)	15.2	25.0		25.0	12.5	20.0	12.0	5.3	9.1	28.6		40.0		17.0	16.5
7) 教員制度及び学級編成等の見直し	4.8	12.5	16.7			7.5		5.3					16.7	12.5	7.6
8) 問題のある子と話し合いを十分にし、父親と連絡を密にする	2.1					7.5								2.3	2.9
9) 子供を固定して見たりレッテルを貼ったりしないこと(差別しない)	0.7					2.5									1.4
10) 地域社会や家庭との連携を深め健全育成に努める	6.2		16.7	12.5		15.0							16.7	6.8	5.8
11) 基礎学力をつける方向に指導する	3.4		16.7			5.0	4.0		9.1					2.3	2.5
12) きまり指導を徹底する	6.2			25.0	25.0	2.5	4.0		9.1	14.3			16.7	6.8	5.4
13) 子供の相談機能の充実(専任のカウンセラー、生活指導主事の充実)	2.8			12.5			4.0	5.3	9.1						1.4
14) 厳しい権威のある先生であることが必要	0.7						4.0							9.1	3.2
15) 子供を成績(偏差値)のみで評価せず個性を伸ばす	0.7								9.1					4.5	1.8
16) 父母と教師の信頼関係を深め、連絡を密にする	3.4	25.0	16.7					5.3				20.0		9.1	4.0
17) そ の 他	20.1			25.0	25.0	17.5	24.0	26.3	18.2	57.2	100.0			17.0	17.3
18) N A	19.3	25.0	16.7		37.5	7.5	32.0	31.6	18.2	14.3		20.0	16.7	9.1	15.1

表39 非行原因の改善策 — 社会環境（問Ⅲ-3-3）

対策	神奈川全体 (144)	児童相談所 (8)	児童児童用 教室(6)	民生児童委員 員地区(8)	社会福祉協 会(8)	小学校 (40)	小学校 P.T.A.(25)	中学 (19)	中学校 P.T.A.(11)	教育相談室 (7)	警察署 (1)	青少年相談 室(5)	市町村児童 福祉所(6)	全国の児童 福祉所(8)	全 体 (278)
1) 地域全体（家庭・学校を含む）が連携を密にして、不良環境の早期の活動をし、子供の育成（非行予防）につとめる	24.3	37.5	16.7	37.5	12.5	30.0	16.0	15.8	18.2	28.6	100.0	20.0	33.3	21.6	23.4
2) マスコミ及び親戚縁者を子供との健全育成のための相談員・ボランティア等の活用が進められる	23.4		33.3	37.5	25.0	17.5	32.0	15.8	27.3	71.4		20.0		36.4	28.8
3) 子供の健全育成のための相談員・ボランティア等の活用が進められる	10.3	25.0		12.5	25.0	10.0		10.5	18.2			20.0	16.7	17.0	13.7
4) 大人の無責任な行動及び利益主義的な考え方を改める	9.0	12.5		25.0	12.5	12.5		10.5		14.3		20.0		9.1	10.4
5) 大人がどの子供について、その現状や将来を考え、つとめる	4.1	12.5	16.7			5.0	4.0		9.1					3.4	3.6
6) 子供の無軌道振舞いや非行に理解を示す振舞いは無視するのはやめる	4.1			12.5		5.0	8.0	5.3						6.8	5.0
7) 子供の非行問題は事実を正しく報道する	3.4	12.5						5.3	9.1			20.0	16.7	1.1	2.9
8) 地域住民の非行に対する一貫性のある理解と対策	5.5					10.0	4.0	5.3			100.0		16.7	5.7	4.7
9) 警察の精進のゆとりある社会環境作り	7.6				12.5	10.0	4.0	10.5		14.3		40.0		12.5	7.9
10) 国の行政として（金をあけて）児童の健全育成の問題に取り組む	0.7	12.5												3.4	1.1
11) 地域住民は学校などに情報を出来るだけ提供すること	1.4					2.5				14.3				1.1	1.1
12) 全業種が非行防止の（方針等）を定め出すための協力を促す	1.4					5.0								1.1	1.1
13) 非行問題についての啓発活動を促す	0.7	12.5												2.3	0.7
14) その他	22.8	12.5	16.7	25.0	25.0	30.0	24.0	26.3	18.2			20.0	33.3	18.2	19.1
15) N/A	22.1	25.0	33.3		37.5	15.0	28.0	36.8	18.2	14.3		20.0	16.7	13.6	19.1

表40 行政当局に対する要望施策（問Ⅲ-4）

施 策	機 関	神奈川県全体 (144)	児童相談所 (8)	家庭児童相 談室 (6)	民生児童委 員協議会(8)	社会福祉協 議会 (8)	小 学 校 (40)	小 学 校 P T A(25)	中 学 校 (19)	中 学 校 P T A(11)	教育相談室 (7)	警 察 署 (1)	青少年相談 室 (5)	市町村役所 (6)	全国の児童 相談所(88)	全 体 (278)
1) マスコミ及び娯楽設備等の俗悪な社会風潮の是正		9.7			12.5		10.0	8.0	15.8		28.6		40.0		5.7	10.4
2) スポーツ・文化等指導施設の充実及び指導員の増加・活動の推進		8.3	12.5			12.5	2.5	4.0	21.1	9.1			60.0		22.7	14.7
3) 教員を増やして少数級編成・子供に接する時間的余裕を持たせる		2.1					5.0		5.3						3.4	2.9
4) 社会教育及び広報活動の増加等啓蒙に努める		11.7	12.5		37.5	12.5	12.5	16.0	10.5		14.3				12.5	11.9
5) 相談施設の充実、特に親が気軽に相談できる機関の設置及び相談員の増員		5.5	12.5			12.5	2.5	8.0	10.5	9.1					11.4	7.9
6) 地域住民の運営意識を高め、健全育成の活動を広める		4.9					7.5	4.0	10.5		14.3				4.5	5.8
7) 教育制度の改善又は教員養成機関の見直し等		2.1	12.5			12.5		4.0							3.4	2.9
8) 非行対策機関の一元化を図る		3.4	12.5		12.5		5.0				14.3				3.4	3.2
9) 教育費の充実及び非行対策予算の増加		3.4			37.5				5.3				20.0		5.7	5.8
10) 場当たりの施策でなく、長期的展望に立った一貫性のある施策		1.4				12.5					14.3				5.7	2.5
11) 非行の初期の段階で適切な対応をする施策		1.4					2.5			9.1					2.3	1.4
12) 捕縛活動の充実		1.4							10.5						1.1	1.1
13) 行政主導でなく、直接担当者間の連携を密にする		4.1			25.0	25.0			5.3				16.7		2.3	2.9
14) リーダーシップをとる機関を定め、他の関係機関の意見を聞く体制を作る		2.8	12.5		12.5								33.3		5.7	2.9
15) 現状に即した具体的な活動を確立															4.5	1.4
16) 各関係行政機関の連携		2.1	12.5			12.5					14.3				6.8	2.9
17) そ の 他		19.4		16.7	37.5	25.0	20.0	24.0	26.3		14.3		20.0	16.7	17.0	20.5
18) N A		49.7	62.5	83.3		62.5	57.5	48.0	36.8	72.7	28.6	100.0	40.0		38.6	41.4



I. あなたの機関（組織）の年少非行の予防活動について

I-1 あなたの所属する機関（または組織）では、年少児の窃盗、たかり、シンナーなどの非行、または、それに発展するとみられる行動を発見した時、その措置について申合わせによるきまりがありますか。該当する項目に○印をつけてください。

- 1) ある
- ① 主に親に連絡
  - ② 主に警察に連絡
  - ③ 主に学校に連絡
  - ④ 児童相談所などの機関（機関名記入）に連絡
  - ⑤ 本人に説諭
  - ⑥ 非行の内容、少年の年齢などによって一応のきまりがある
  - ⑦ その他（ ）
- 具体的には
- 2) ない
- ⑧ あった方が良くと思う
  - ⑨ その必要はない
- 具体的には

6       7

I-2 現在、あなたの所属する機関（組織）では、年少児の非行化を防止するための活動をどの程度実施していますか。

- 1) 重点的に実施している
- 2) 十分とは言えないが、一応している
- 3) 現在はしていないが、今後は実施する方針である
- 4) これまでしていないし、今後も実施する計画はない

8

※ 以下I-3、I-4、I-5は1)、2)に○印をつけた方のみお答えください。

I-3 これまで実施してきた非行防止活動とは、主にどのような内容のものですか。具体的にお書きください。

- ア)
- イ)
- ウ)
- エ)
- オ)

I-4 上記I-3の中で、特に重視してきた活動は何ですか。記号でお答えください。

(記号： )

I-5 また、上記I-3の中で、特に効果のあがった活動は何ですか。記号を記入し、できれば効果の具体的な内容についてもお書きください。

(記号： )

効果の具体的な内容：

石井他：年少非行に関する研究（第4報）

I-6 今後、更に、年少児の非行防止活動をより効果的に推進していく際に関心ある（または新たに非行防止活動を実施する際に）それぞれを妨げる要因はどこにあると思いますか。下記の表の各項目の中から、最もよく該当する項目から順に、3項目を限度として番号をつけてください。

（ここにあげてある項目以外に要因が考えられる場合は、「その他」の項に記入してください）

効果的な非行防止活動の実現を妨げる要因について、あなたの所属する機関（組織）で、今後、改善が可能な項目には○印、不可能な項目には×印をつけ、できればその理由についても書いてください。

項 目	1. 順位	2. 可能性の有無	3. その理由
1) 非行防止以外の対策に重点が置かれている。			
2) 非行防止に対する考え方がまちがっている。			
3) 非行防止のための具体的な方策が確立していない。			
4) 他の仕事が忙しく、時間的な余裕がない。			
5) 非行防止対策のための予算が不十分。			
6) 構成員の数が不足している。			
7) 非行防止に対する構成員の経験、知識が不十分。			
8) 機関（組織）の権限に限界がある。			
9) 構成員の年齢が高齢なため、思うように動けない。			
10) 他機関（組織）との連携がスムーズにいかない。			
11) 社会、地域住民の理解、協力を得るのがむずかしい。			
12) その他			
13)			

1	2	3	1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	10)	11)
9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22

I-7 あなたの所属する機関（組織）において、より効果的な非行防止活動を推進していくためには、今後、特にどのような点が改善されるべきであると考えますか。下欄の項目の中から改善の必要性の高い順に3項目を限度として番号をつけ、具体的な希望・提案があれば右の欄に記入してください。

項 目	順位	希望・提案
1) 非行防止のための具体的な方策の確立。		
2) 機関（組織）の権限の強化。		
3) 非行に関する相談窓口の充実。		
4) 非行防止対策のための予算の増額。		
5) 構成員の増員。		
6) 非行防止に携わる構成員の研修の強化。		
7) 年齢、経験など、構成員の構成の再検討。		
8) 構成員間の意志統一、協働体制の確立。		
9) 他機関（組織）との緊密な連携の強化。		
10) 健全育成のための施設や設備の充実。		
11) 社会、地域住民の理解や協力を得るための広報活動の充実。		
12) その他		
13)		

1	2	3
23	24	25

II. あなたの機関（組織）と他機関との連携について

あなたの地域には非行防止活動を行なっている関係機関（組織）が他にもあると思います。それには、たとえば次のような機関や組織が考えられます。

機関および組織名の例

1. 警察署 2. 少年補導センター 3. 児童相談所 4. 家庭児童相談室 5. 福祉事務所 6. 精神衛生センター 7. 小学校 8. 中学校 9. 高等学校 10. 教育委員会 11. 教育相談室 12. 青少年相談室 13. 教育研究所 14. 家庭裁判所 15. 保護観察所 16. 少年院 17. 教護院 18. 少年鑑別所 19. 保護司会 20. 更生保護会 21. 防犯協会 22. 地域自治会組織（自治会、自治会連合会、町内会） 23. 市民生活相談室 24. BBS会 25. 民生児童委員協議会 26. PTA校外補導委員会 27. 学校警察連絡協議会 28. 児童生徒指導連盟 29. 環境浄化推進協議会 30. 青少年育成部会（青少年健全育成推進部会）

II-1 上記の機関や組織のうちで、あなたの所属機関と過去一年間に連絡や協議などの情報交換や街頭補導など、実際的な非行防止活動を行なった連携機関がありますか。下の該当番号に○をつけて下さい。

1. ある                      2. ない

 26

II-2 II-1で“ある”と答えた方におうかがいたします。

どの機関とどのような連携組織を通じてどのような活動を過去一年間に何回位行ない、どんな成果があったかを具体的にお書き下さい。また、現在の活動をよりいっそう効果あるものにするために、連携協力体制に対する意見がありましたらお書き下さい。

相手の機関名	連携組織名	活動内容とその成果	協力体制への意見
(例) 警察署	学警連	連絡会を12回、ケース研究を行ない指導法について検討した。校外での非行の実態がよく理解できた。	連絡会の回数を増やしたい。

石井他：年少非行に関する研究（第4報）

II-3. II-1で“ある”と答えた方におうかがいたします。

全体的にみて、他機関との連携協力活動の感想はいかがでしたか。次の中から1つ選んで下さい。

1. 成果がありがたかったので、これからも連携協力を密に強化していきたい。
2. まずまずの成果があったので、現在の協力体制を維持していきたい。
3. まずまずの成果はあったが、協力体制による所属機関の負担は大きい。
4. 連携協力はしているが成果は多くなく、これからも今まで以上の成果は期待できない。
5. 成果は少なく負担が大きいので、できることなら連携協力体制を見直したい。

27

II-4. II-1で“ある”と答えた方におうかがいたします。

他機関との連携協力活動の経験をおしてよかった点と改善が望まれる点をお書き下さい。

よかった点	
改善が望まれる点	

II-5. II-1で“ない”と答えた方におうかがいたします。

今までに他機関に連携協力しようと働きかけたり、他機関から働きかけられたりした経験はありますか。下の該当番号に○をつけて下さい。“ある”場合、さしつかえなければ連携できなかった理由をお書き下さい。

- |                 |       |       |
|-----------------|-------|-------|
| 他機関に働きかけたことが    | 1. ある | 2. ない |
| 他機関から働きかけられたことが | 1. ある | 2. ない |

28
29

“ある”の場合、連携できなかった理由	
--------------------	--

II-6. すべてのみなさまに質問いたします。

今は連携していないが過去に協力体制をとっていた機関がありましたら、その機関名、協力期間、活動内容および連携を最終した理由をお書き下さい。

機 関 名	協 力 期 間	活 動 内 容	終 結 理 由

II-7 あなたの機関は他の機関と連携協力して非行防止活動を行なうことに対してどのような態度や考えをお持ちでしょうか。

(1) あなたの機関は他の機関と連携協力することに

1. 賛成 2. やや賛成 3. どちらでもない 4. やや反対 5. 反対

 30

(2) あなたの機関は他の機関と連携協力することに

1. 積極的 2. やや積極的 3. どちらでもない 4. やや消極的 5. 消極的

 31

(3)と(4)はすでに連携協力活動をなさっている方のみお答え下さい。

(3) あなたの機関は、他の機関と連携協力するときにとっての役割は

1. 主導的 2. やや主導的 3. どちらでもない 4. やや従属的 5. 従属的

 32

(4) 連携協力して活動するとき各機関はお互いに

1. 協動的 2. やや協動的 3. どちらでもない 4. やや牽制的 5. 牽制的

 33

(5) 他の機関と連携協力することによって

1. 成果があがる(と思う) 2. やや成果があがる(と思う) 3. どちらでもない  
4. あまり成果があがらない(と思う) 5. 成果があがらない(と思う)

 34

(6) 連携協力体制をつくる場合、あなたの機関は

1. 多くの機関(4つ以上)からなる協力体制のもとで、連携活動をしたい。  
2. 複数の機関(3つまで)からなる協力体制のもとで、連携活動をしたい。  
3. 特定の相手機関との協力体制のもとで、連携活動をしたい。

 35

II-8 今後新たに他機関と連携協力して非行防止活動をしたいと思いませんか。

1. はい 2. いいえ

 36

II-9 今後新たにあなたの機関が非行防止活動を連携協力して行いたいと考える相手機関はありますか。

1. ある 2. ない

 37

II-10 II-9で“ある”と答えた方におうかがいたします。

どのような相手機関とどのような活動内容をお考えですか。また、そのための努力や準備をされていますか。

機関名	希望する活動内容	協力体制への準備
		1. している 2. していない



Ⅲ. 年少非行の原因とその改善策について

Ⅲ-1 近年、年少児の非行が増加傾向にあるといわれていますが、その最も大きな原因はどこにあると思いますか。下記のうち1つを選んでください。

- 1) 本人      2) 家庭      3) 学校      4) 社会環境

[ 番号 ]

45

Ⅲ-2 現在のような年少児の非行の増加は、本人自身のどのような状態が、又、家庭、学校、社会環境の何が原因であると考えますか。下の表のそれぞれについて、最もよく該当する項目から3項目を限度として、順に番号をつけてください。

本人	順位	家庭	順位	学校	順位	社会環境	順位
1) 感情のコントロールが つきにくい		1) 親の子どもに対する理 解や愛情の不足		1) 先生と生徒の対話やふ れ合いが少い		1) テレビ、広告、雑誌等 の刺激が強すぎる	
2) 欲求不満・反抗の表現		2) 親子の対話やふれあ いが少い		2) 先生の指導が受験や進 学に偏っている		2) ゲームセンターやディ スコ等の遊び場が多 すぎる	
3) 性格の弱さ		3) 親が子どもに対して過 保護、過干渉		3) 授業に魅力がない		3) 非行を許し、見のがし てしまう社会的風潮が 強い	
4) 自己中心的		4) 親が子どもの能力や立 場を無視して大きな期 待をかけ過ぎる		4) 先生に教育者としての 自信や権威がない		4) 健全育成のための施設 や設備が不十分である	
5) 親を信頼していない		5) 親が子どもの就や教育 に無知、無関心、放任		5) 生徒同志の信頼関係の 欠如		5) 非行防止のための広報 活動が不十分である	
6) 金銭にこだわる		6) 両親の不和など家庭内 にもめごとが多い		6) 生徒指導、相談機能が 充実していない		6) 非行防止のための地域 運動が活発でない	
7) 他人に対する思いや りの欠如		7) 親が自分の生き方に自 信を失い権威を欠いて いる		7) 学校と父兄、地域住民 との連携が不十分であ る		7) 地域住民の連帯意識の 欠如	
8) 生命を大切に思わ ない		8) 父親か、母親、或は両 親の不在		8)		8) 非行の相談に対処する 機関の所在がはっきり 知らされていない	
9) 知能が低い		9) 家庭が経済的に貧しい		そ の 9)		9) 非行の初期に於いて親 が相談しやすい相談機 関がない	
10) 神経症的		10) 父親か母親或は両親が 病気がち		他		10)	
11) 責任感がない		11)		10)		そ の 11)	
12)		そ の 12)				他	
13)		他				12)	
14)		13)					
	1 2 3		1 2 3		1 2 3		1 2 3
	46		49		52		55

石井他：年少非行に関する研究(第4報)

Ⅲ-3 年少非行の原因を改善するための対策として、どのようなことが必要であると考えますか。家庭・学校・社会環境のそれぞれについて、特に重要と考えられる対策を自由に記述してください。

家 庭	<p>1. 親の指導が適切であること 2. 親の愛情が適切であること 3. 親の期待が適切であること 4. 親の態度が適切であること 5. 親の行動が適切であること</p>
学 校	<p>1. 教師の指導が適切であること 2. 教師の愛情が適切であること 3. 教師の期待が適切であること 4. 教師の態度が適切であること 5. 教師の行動が適切であること</p>
社 会 環 境	<p>1. 社会の風俗が適切であること 2. 社会の秩序が適切であること 3. 社会の道徳が適切であること 4. 社会の教育が適切であること 5. 社会の文化が適切であること</p>

Ⅲ-4 年少児の非行防止活動を推進していくために、関係機関の連携の強化や、広報・啓蒙活動の充実などの施策がありますが、都道府県や市町村の行政当局に対してどのような施策を要望しますか。

- ア)
- イ)
- ウ)

Study on the Delinquency of under 14 Years Olds

— Cooperation of Relating Organizations in Community Care System  
concerning Delinquent Problems (3) —

Tetsuo ISHII, Toshiko GONDAIRA, Hisao KANDA,  
Kiyoe YAMAMOTO, Masao KIKKAWA,  
Yukio SHIMOHIRA,  
Michiteru OKINAGAWA

The purpose of this study is to investigate the cooperation of relating organizations in community care system concerning delinquent problems. We made an investigation into the actual conditions on 278 organizations which were composed of elementary schools, junior high schools, PTAs, educational counseling rooms, social welfare organs, police stations, etc in Kanagawa Prefecture and Tokyo Metropolis and Child Guidance Centers throughout Japan. The matters for investigation of our questionnaire are as follows ; 1) actual condition of activities to prevent juvenile delinquency of each organization, 2) actual condition and consciousness of the cooperation of relating organizations, 3) the cause of juvenile delinquency and its measures. We discussed the results of these three matters and made several suggestions touching upon the cooperation of relating organizations in community care system concerning delinquent problems.